

資料

東金市第2次地域福祉計画  
地域福祉活動計画  
(素案)

平成29年3月

東金市・東金市社会福祉協議会



# 目次

総論 .....	1
<b>第1章 計画策定の基本事項 .....</b>	<b>2</b>
第1節 策定の趣旨 .....	2
第2節 計画の位置付けと期間 .....	3
第3節 計画策定の経過 .....	6
第4節 計画の進行管理 .....	8
<b>第2章 東金市の福祉を取り巻く状況 .....</b>	<b>9</b>
第1節 東金市の概況 .....	9
第2節 地域福祉の現状 .....	14
第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題 .....	21
<b>第3章 計画の基本理念と施策の体系 .....</b>	<b>24</b>
第1節 計画の基本理念及び基本方針 .....	24
第2節 計画の基本目標と重点プロジェクト .....	25
<b>各論 .....</b>	<b>29</b>
<b>第4章 計画の推進にあたって .....</b>	<b>30</b>
基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり .....	30
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり .....	37
基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり .....	52
<b>第5章 地区別地域福祉の推進 .....</b>	<b>58</b>
第1節 推進体制の構築にあたって .....	58
第2節 地区別の福祉の状況 .....	60
<b>資料 .....</b>	<b>85</b>
<b>第6章 策定に係る資料 .....</b>	<b>86</b>
第1節 策定協議・検討に係る資料 .....	86











# 総論

---

# 第1章 計画策定の基本事項

## 第1節 策定の趣旨

---

近年、わが国の人口は平成20（2008）年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には、少子高齢化という人口構造の変化がありますが、本市においても「団塊世代」が老年人口に達した平成24（2012）年に高齢化率は大きく上昇し、超高齢社会を迎えています。また、病気や障がい、経済的事情等のために何らかの支援を必要とする方も増加してきています。

これらの人々は、かつては家族内、地域内での相互の助け合いによって支えられていましたが、現代社会においては家族内や地域内での人間関係が希薄化したことにより、助け合いの仕組みの構築が困難な状況になっています。

また、ライフスタイルが多様化し、価値観が複雑化した現代では、ひきこもりや児童、高齢者及び障がい者に対する虐待といった新たな問題が発生しています。それに伴い、地域福祉のニーズは年々拡大しており、従来の行政主体の支援では対応しきれない状況となっています。

本市においては、合計特殊出生率は微減傾向にあり、高齢化の傾向は全国と同様で、地域コミュニティが希薄化していることもあり、高齢者を中心として、今後は生活支援を必要とする人々が増加していくことが予想されます。

そこで、このような新たな問題に対処し、拡大した福祉ニーズへ対応するためには、行政による「公助」のみではなく、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題には、近隣における相互の助け合いや、地域・関係団体が関わって解決していく「共助」が不可欠であり、「自助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があることから、東金市と市内における福祉活動を担う東金市社会福祉協議会では、第1次計画に引き続き、第2次計画を策定します。

なお、計画策定にあたっては、本市の地域福祉の実情に根差した計画とするため、本市の地域福祉活動に不可欠な地区社会福祉協議会をはじめとする関係団体等から意見をいただき、策定作業を進めました。

これらの意見を加え、本市全体の地域福祉を促進するための指針として、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までを計画期間とする「東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

## 第2節 計画の位置付けと期間

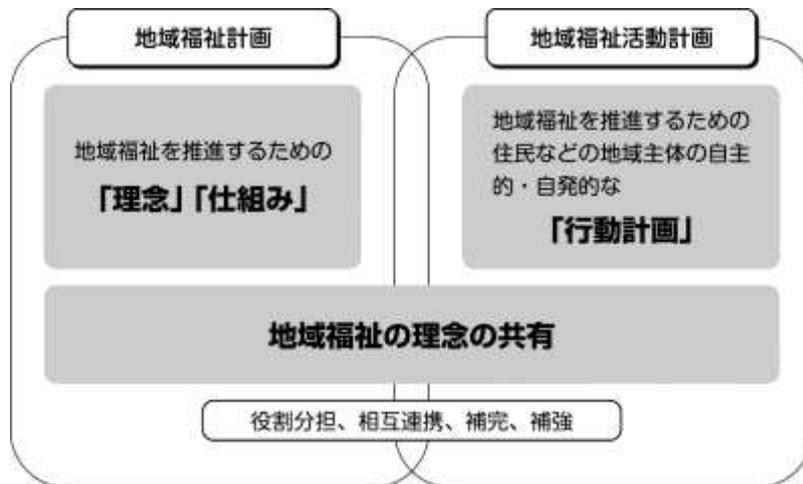
### (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

今回、東金市（以下、「本市」）、東金市社会福祉協議会（以下、「市社協」）においては、理念・仕組みづくりの「東金市地域福祉計画」と、それらを実現するための「東金市地域福祉活動計画」を、その方向性や策定方向が共通していることから、一体型の「東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」）として策定しました。

なお、両計画は、地域のさまざまな生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・共助・公助の概念のもとに、行政と同時に、市民、区会（自治会）等の地域団体、事業者、関係機関などにとっての基本的指針となります。

図表1 両計画の関連イメージ



第1章 計画策定の基本事項  
第2節 計画の位置付けと期間

(2) 計画の法的根拠と役割

本計画の実施期間は平成29(2017)年度から、平成33(2021)年度までの5年間を計画期間とします。第1次計画における取り組みの成果や課題等を踏まえ、ほかの関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

また、両計画の法的根拠等については、以下の通りとなります。

① 【東金市】地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

市町村地域福祉計画は地域福祉の推進に関する事項として以下の事項を一体的に定める計画とされています。

- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省の策定指針により下記の事項を、計画に盛り込みます。

- ・地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法(平成19(2007)年通知)
- ・高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応(平成22(2010)年通知)
- ・生活困窮者へのセーフティネットの強化・生活支援(平成26(2014)年通知)

② 【東金市社会福祉協議会】地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域福祉の推進を目的として策定する行動計画であり、市社協が、上記の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となります。

地域福祉活動計画は地域福祉の推進に関する事項として以下の事項について記載します。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) その他の計画との関連

① 総合計画との整合

本計画は「東金市第3次総合計画第4期基本計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康施策等の個別分野を束ねた福祉分野に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図ります。

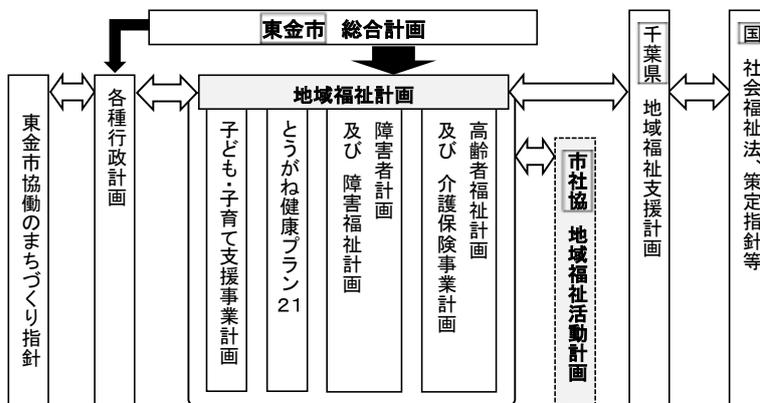
② 他機関の策定する計画との関係

社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「地域福祉支援計画」(千葉県)との整合性を図ります。

③ 本市他計画との関連

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築を目指します。

図表2 計画の関連イメージ



(4) 第1次計画の理念の継承と発展

第1次計画は、福祉事業の取りまとめや周知の役割を果たしてきました。第2次計画では、前計画の理念を継承するとともに、取り組みの成果や課題を検証し、より実践的な計画とします。

## 第3節 計画策定の経過

### (1) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、下記①及び②により、計画策定に係る意見を聴取しました。

#### ① 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会による検討

策定委員会は、計画の策定にあたって市民参加を推進する観点から、公募委員、学識経験者及び関係機関代表等による委員の計15名で構成されています。全3回にわたる審議が行われ、ご意見をいただきました。

#### ② 庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、庁内検討委員会を設置しました。  
委員会は関係各課の代表で構成し、全4回にわたって庁内検討を行いました。

### (2) 市民意見・ニーズの把握と計画反映

#### ① 市民意識調査の実施

本調査は、地域福祉の現状、行政に対する要望、市民の地域福祉に対する意識等を把握し、計画に市民の声を反映していくことや、今後の福祉施策へ生かしていくことを目的として行いました。

#### ■ 調査対象者・調査方法等

対象者	18歳以上の市民から2,000人を住民基本台帳より、無作為抽出
実施時期	平成28年7月9日～平成28年7月25日
配布・回収方法	郵送による発送・回収

#### ■ 調査結果

回収票	697票
回収率	34.9%

## ② 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会の実施

日頃、地域の福祉活動にご協力をいただいている方々から、地域の状況や地域福祉に関するご意見を直接ご提示いただき、本計画をより地域に根差した計画とするための試みとして、以下の通り、ワークショップ形式による地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会を開催しました。

### ■ 開催日程・会場

開催日	対象地区	会場	対象地区	会場
	午前10時から		午後2時から	
7月2日(土)	田間地区	ふれあいセンター	大和地区	大和公民館
7月17日(日)	公平地区	公平公民館	豊成地区	豊成公民館
7月30日(土)	正気地区	正気公民館	福岡地区	福岡公民館
7月31日(日)	源地地区	源公民館	丘山地区	丘山公民館
8月7日(日)	城西地区	台方公民館	嶺南地区	東金市役所
8月21日(日)	東金第1地区	東金市役所	東金第2地区	東金市役所

## ③ 関係機関・団体調査

日頃、福祉行政において協力または連携関係にある機関・団体に、策定に係る意向調査を行いました。

## ④ パブリックコメントの実施

より多くの市民の皆さんからのご意見を反映させるため、平成29年2月●日から平成29年3月●日までパブリックコメントを実施しました。

## 第4節 計画の進行管理

### (1) 計画全体の進行管理

本計画は、策定された後も、計画が市民及び関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているかなどの観点からチェックし、適宜見直していく必要があります。

#### ① 東金市協働のまちづくり指針

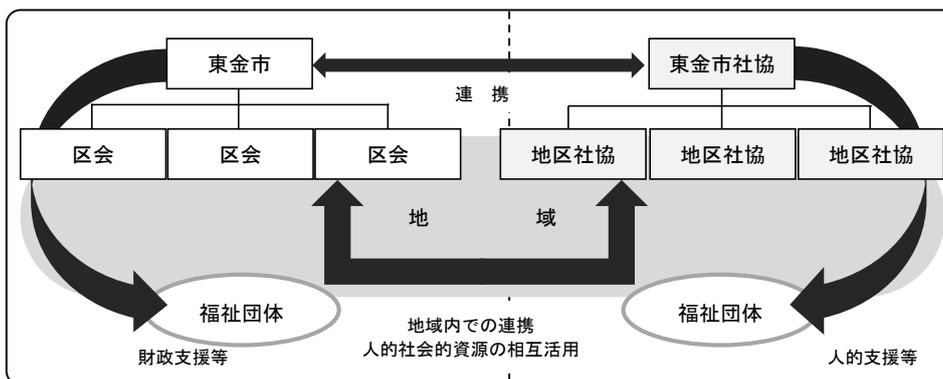
本計画は、市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、「東金市協働のまちづくり指針」に基づき、地域住民をはじめ、地域、福祉団体・事業者、市社協、市がそれぞれの役割分担のもとに、本計画を推進します。

#### ② 庁内関係各課による進捗管理及び評価

庁内においては、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て施策・健康施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において進捗管理及び評価を実施し、とりまとめを行います。

#### ③ 行政と市社協との連携の強化

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、「福祉の両輪」としての整合を求められていることから、それぞれの策定主体である東金市と東金市社会福祉協議会の連携の強化を図ります。



## 第2章 東金市の福祉を取り巻く状況

### 第1節 東金市の概況

#### (1) 東金市の地理と沿革

本市は、東京都心まで約60キロメートル、千葉県ほぼ中央部に位置しています。人口は約6万人で温暖な気候に恵まれ、平野部は良質な田園地帯が太平洋に向かって広がり、丘陵地は山武杉の森林に覆われています。

古くは江戸時代、徳川家康の鷹狩りのために「御成街道」が造られたことにより、この地に宿場町と近隣の農産物が集まる問屋街とが形成されました。以降、東金は物流の集散地としてにぎわうようになり、九十九里地域の中核都市として発展しました。

現在では、国道126号と千葉東金道路、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）をつなぐ交通の要衝となっています。

#### ■ 本市の概要図



書式変更：中央挿え

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第1節 東金市の概況

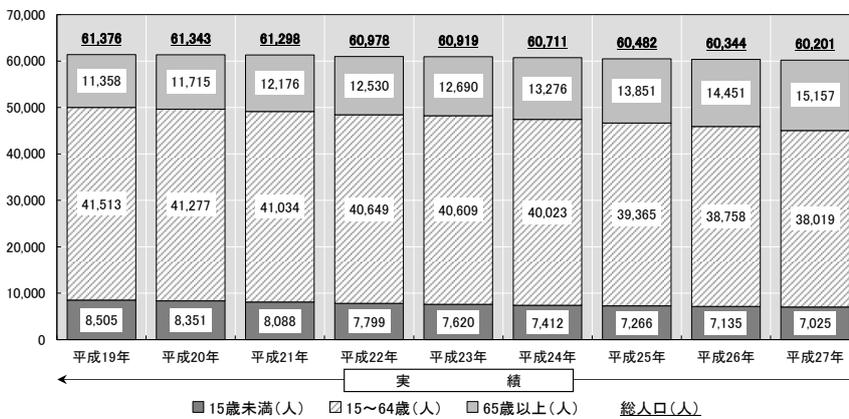
(2) 人口及び世帯の状況

① 総人口と3区分別人口

本市の総人口は、平成19(2007)年の61,376人から平成27年に60,201人となっており、総人口の減少は1,175人(▲1.9%)となっています。

区分別人口における内訳としては、年少人口が1,480人(▲17.4%)、生産年齢人口が3,494人(▲8.4%)減少し、一方で老年人口が3,799人(33.4%)の増加となっています。

図表3 総人口と3区分別人口(人)



出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

※ 区分別人口は年少人口(0歳～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)、高齢人口(65歳以上)を指す。

年齢区分別人口をみると、実数の減少とともに老年人口割合が、平成19(2007)年の18.5%から平成27(2015)年の25.2%まで増加し、超高齢社会となっています。

また、構成割合としては生産年齢人口が平成19(2007)年の67.6%から平成27(2015)年の63.2%(▲4.4ポイント)、年少人口が13.9%から11.7%(▲2.2ポイント)まで減少しています。

図表4 人口構成割合の推移(%)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
老 齢 人 口	18.5	19.1	19.9	20.5	20.8	21.9	22.9	23.9	25.2
生 産 年 齢 人 口	67.6	67.3	66.9	66.7	66.7	65.9	65.1	64.2	63.2
年 少 人 口	13.9	13.6	13.2	12.8	12.5	12.2	12.0	11.8	11.7

出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

※ 表中の網掛けは、平成19(2007)年から平成27(2015)年までの各項目の最大値。

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第1節 東金市の概況

地区別人口をみると、平成19(2007)年から平成27(2015)年までの間、東金地区では増加傾向にありますが、その他の地区では減少傾向にあります。

東金地区の人口は平成19(2007)年に26,317人で、平成27(2015)年には27,755人(105.5%)に増加した一方、その他の地区では特に公平地区と源地区の減少が大きく、公平地区は平成19(2007)年に6,228人だった人口が、平成27(2015)年には5,592人(▲10.2%)に、同じく源地区では2,297人から1,969人(▲13.1%)に減少しています。

図表 5 地区別人口の推移(人)

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
東金地区	26,317	26,359	26,893	26,831	27,146	27,214	27,388	27,603	27,755
公平地区	6,228	6,117	6,032	5,996	5,927	5,858	5,795	5,715	5,592
丘山地区	3,289	3,255	3,235	3,181	3,139	3,140	3,072	3,048	3,054
大和地区	4,497	4,498	4,472	4,435	4,414	4,370	4,359	4,394	4,344
正気地区	7,975	7,999	7,976	7,901	7,834	7,783	7,679	7,608	7,586
豊成地区	6,626	6,489	6,405	6,432	6,281	6,248	6,201	6,107	6,111
福岡地区	4,151	4,096	4,076	4,031	4,028	3,984	3,915	3,843	3,779
源地区	2,267	2,205	2,197	2,158	2,136	2,101	2,061	2,014	1,969
計	61,376	61,343	61,298	60,978	60,919	60,711	60,482	60,344	60,201

出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

※ 地区別小計には秘匿措置分を含まないため、その合計と総合計は一致しない。

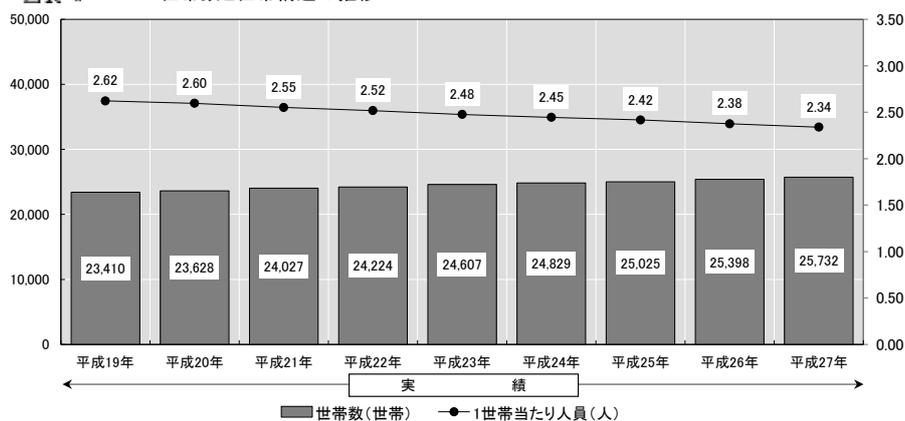
※ 表中の網掛けは、平成19(2007)年から平成27(2015)年までの各項目の最大値。

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第1節 東金市の概況

② 世帯数と世帯構造

本市の世帯数は、平成19（2007）年の23,410世帯から平成27（2015）年25,732世帯へと増加していますが、総人口が減少しているため、1世帯当たり人員は減少しています。

図表 6 世帯数と世帯構造の推移



出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年1月1日現在)

国勢調査のあった平成12（2000）年と平成22（2010）年と比較すると、本市の一般世帯数は増加しており、単独世帯数は2,940世帯、割合で8.0ポイントの増加となっています。

一方、核家族世帯の割合は、単独世帯と非親族世帯の増加に伴い、全体に占める割合は減少していますが、世帯数は増加しています。

図表 7 一般世帯に占める世帯構成の推移(人、%)

	平成12年		平成17年		平成22年	
一般世帯	20,071	100.0	22,653	100.0	24,349	100.0
親族のみの世帯	15,321	76.3	16,090	71.0	16,477	67.7
核家族世帯	11,636	58.0	12,562	55.5	13,378	54.9
非親族を含む世帯	118	0.6	151	0.7	299	1.2
単独世帯	4,632	23.1	6,412	28.3	7,572	31.1

出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 一般世帯とは、施設等の世帯(寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者、船舶乗務員等)以外をいう。

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第1節 東金市の概況

地区別世帯をみると、特に増加数が多いのが東金地区で、平成19(2007)年の10,659世帯が、平成27(2015)年には12,387世帯となり、1,438世帯の増加となっています。

図表 4 地区別世帯の推移(人)

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
東金地区	10,659	10,886	11,174	11,263	11,587	11,724	11,917	12,173	12,387
公平地区	2,367	2,364	2,362	2,414	2,433	2,446	2,449	2,461	2,453
丘山地区	1,219	1,223	1,242	1,232	1,236	1,268	1,251	1,266	1,299
大和地区	1,561	1,574	1,582	1,593	1,603	1,601	1,621	1,663	1,675
正気地区	2,935	2,993	3,042	3,056	3,072	3,082	3,067	3,096	3,130
豊成地区	2,385	2,303	2,316	2,372	2,350	2,375	2,395	2,401	2,440
福岡地区	1,441	1,449	1,455	1,443	1,469	1,474	1,464	1,480	1,488
源地区	834	834	850	847	852	854	857	854	857
計	23,410	23,628	24,027	24,224	24,607	24,829	25,025	25,398	25,732

出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年1月1日現在)

※ 地区別小計には秘匿措置分を含まないため、その合計と総合計は一致しない。

## 第2節 地域福祉の現状

### (1) 子どもの状況

#### ① 出生の状況

本市の出生数は、平成24(2012)年に一時的な増加があったものの、毎年400人程度となっており、人口1000人あたりの出生率は7.0前後で推移しています。

女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成27(2015)年に1.28となっています。

図表9 出生率の推移(人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数	401	477	427	412	390
出生率	6.8	8.1	7.2	7.0	6.6
合計特殊出生率	1.24	1.48	1.34	1.32	1.28

出典:千葉県「衛生統計年報」

※ 合計特殊出生率は15歳～49歳女性の年齢別出生率に基づき算出されている。単位は便宜的に「人」を用いる。

※ 調査期間は、各年1月1日～12月末日まで。

#### ② ひとり親の状況

ひとり親世帯数は、平成12(2000)年から平成17(2005)年に増加がみられるものの、平成22(2010)年ではほぼ横ばいとなっています。

母子世帯の占める割合は平成12(2000)年の83.5%から平成22(2010)年の87.9%となっており、母子世帯の占める割合が増加傾向にあります。

図表10 ひとり親世帯数の推移(人、%)

区分	平成12年		平成17年		平成22年	
ひとり親世帯	370	100.0	416	100.0	413	100.0
父子世帯	61	16.5	63	15.1	50	12.1
母子世帯	309	83.5	353	84.9	363	87.9

出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ 国勢調査での「母子(父子)世帯」とは、未婚、死別、または離別の女親(男親)と、未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

(2) 高齢者の状況

① 前期高齢者と後期高齢者の推移

本市の高齢者数は、前期・後期高齢者ともに増加しており、高齢化率も平成24(2012)年には21.9%にまで増加したことで、本市も超高齢社会となっています。

また、前期高齢者と後期高齢者の構成割合は、平成23(2011)年まで後期高齢者の割合が増加傾向にありましたが、それ以降は前期高齢者の割合が増加しています。

図表 11 総人口における高齢者人口及び前期後期高齢者割合の推移(人、%)

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
高齢者人口	11,358	11,715	12,176	12,530	12,690	13,276	13,851	14,451	15,157
高齢化率	18.5	19.1	19.9	20.5	20.8	21.9	22.9	23.9	25.2
前期高齢者	6,142	6,319	6,553	6,725	6,721	7,081	7,415	7,880	8,352
構成割合	54.1	53.9	53.8	53.7	53.0	53.3	53.5	54.5	55.1
後期高齢者	5,216	5,396	5,623	5,805	5,969	6,195	6,436	6,571	6,805
構成割合	45.9	46.1	46.2	46.3	47.0	46.7	46.5	45.5	44.9

出典:千葉県「千葉県年齢別・町丁目別人口」(各年4月1日現在)

※ 前期高齢者は65歳～74歳、後期高齢者は75歳以上をいう。

※ 総人口に対して65歳以上の老年人口が占める割合を高齢化率といい、高齢化率が、7.0%を超えた社会を「高齢化社会」、14.0%を超えた社会を「高齢社会」、21.0%を超えた社会を「超高齢社会」という。

② 高齢者の世帯の状況

本市では、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯はともに増加しており、平成12(2000)年と比較して、平成22(2010)年の夫婦世帯は1.82倍、単身世帯は2.17倍(うち、男性は2.97倍、女性は1.88倍)となっています。

図表 12 高齢者に係る世帯数の推移(世帯、%)

区分	平成12年		平成17年		平成22年	
一般世帯	20,071	100.0	22,653	100.0	24,349	100.0
高齢夫婦世帯	1,162	5.8	1,547	6.8	2,113	8.7
高齢単身世帯	788	3.9	1,174	5.2	1,708	7.0
男性単身世帯	207	1.0	376	1.7	615	2.5
女性単身世帯	581	2.9	798	3.5	1,093	4.5

出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ 国勢調査では「高齢夫婦世帯」は、夫65歳以上・妻60歳以上をいう。

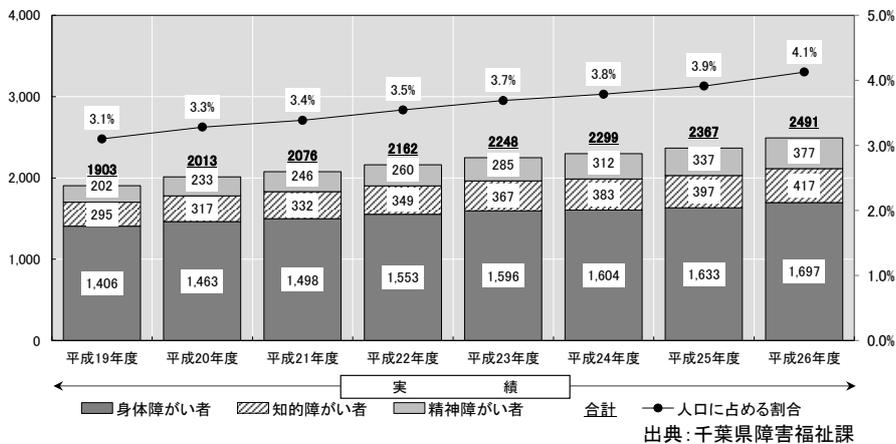
第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第2節 地域福祉の現状

(3) 障がい者の状況

①障がい者の全体状況

本市の障がい者全体の総数は身体障がい者数が最も多く、平成26（2014）年度の障害者手帳所持者2,491人のうち1,697人（68.1%）を占めています。一方、精神障がい者は、平成19（2007）年度の202人が、平成26（2014）年度には377人（1.87倍）に増加しています。

図表 13 障害者手帳所持者数等の推移



※ 身体障がい者は身体障害者手帳所持者、知的障がい者は療育手帳所持者、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳所持者を指す。

②自立支援医療等の状況

本市における重度心身障害者医療費及び自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療費）等に基づく制度利用者は下記表の通りとなります。

図表 14 自立支援医療に係る給付状況の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重度心身障害者医療費	713人	706人	764人	739人	745人	817人
更生医療	22人	23人	25人	33人	29人	32人
育成医療	—	—	—	8人	7人	16人
精神通院医療費	617人	654人	709人	735人	778人	814人

出典：社会福祉課

※ 精神通院医療費は県ホームページより、H27年度は未公表のため本市における実績値

※ 更正医療、育成医療は実人数。育成医療は H24 年度まで県で実施（公表データなし）

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第2節 地域福祉の現状

(4) 生活保護の状況

本市の生活保護世帯の状況は、年々増加傾向にあり、被保護世帯は平成19(2007)年度の301世帯から、平成26(2014)年度には575世帯となっています。

また、保護率も6.66%から12.66%まで上昇しています。

図表 15 生活保護世帯の状況(世帯、%)

区分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
被保護世帯	301	323	365	415	473	509	551	575
被保護実人員	402	420	481	544	623	680	731	766
保護率	6.66	6.95	8.01	9.10	10.45	11.23	12.02	12.66

出典:社会福祉課(年間平均)

※ 保護率(%)は「人口1,000人当たりの被保護実人員」である。

被保護者世帯別分類をみると、どの世帯も増加傾向にあります。

高齢者世帯は平成21(2009)年の148世帯から平成26(2014)年の251世帯(1.7倍増)に、母子世帯は同じく10世帯から26世帯(2.6倍増)に増加しています。

図表 16 被保護者世帯別分類(世帯)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者世帯	148	166	183	209	225	251
傷病・障害世帯	146	162	196	213	225	239
母子世帯	10	15	16	27	24	26
その他世帯	33	45	40	39	40	45
合計	337	388	435	488	514	561

出典:社会福祉課(各年4月1日)

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第2節 地域福祉の現状

(5) 社会福祉協議会

① 東金市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。

地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しており、本市においては「東金市社会福祉協議会」が社会福祉法人として昭和49(1974)年設立認可されています。

会員は一般世帯の一般会員及び賛助会員から構成されています。運営は、市の補助金や委託金などが主な財源となっていますが、自主性を高めるために、社協会員への加入を促進し、自主財源となる会費の確保が重要となっています。

図表 17 一般会員数・加入率・会費収入の推移(世帯、%、千円)

区分	平成 21年	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
会 員 数	11,767	11,669	11,601	12,031	11,712	11,803	11,807
加 入 率	73.2	72.8	72.3	74.9	73.2	73.8	74.2
会 費 収 入	5,883	5,834	5,800	6,015	5,856	5,901	5,903

出典:東金市社会福祉協議会「事業報告」

② 千葉県共同募金会東金市支会

本市における共同募金運動を実施しています。共同募金は、前年度の実績額に応じて配分され、地区社協事業、相談事業、見守り事業、高齢者・児童・障がい者福祉事業、広報紙発行等へ活用されます。

図表 18 共同募金の推移(千円)

区分	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
赤い羽根共同募金	7,813	7,725	7,599	7,676	7,431	7,358	7,236
歳末たすけあい募金	1,959	1,906	1,900	1,967	1,861	1,824	1,820
配 分 金	7,453	7,153	7,548	7,303	7,107	6,873	7,220

出典:東金市社会福祉協議会

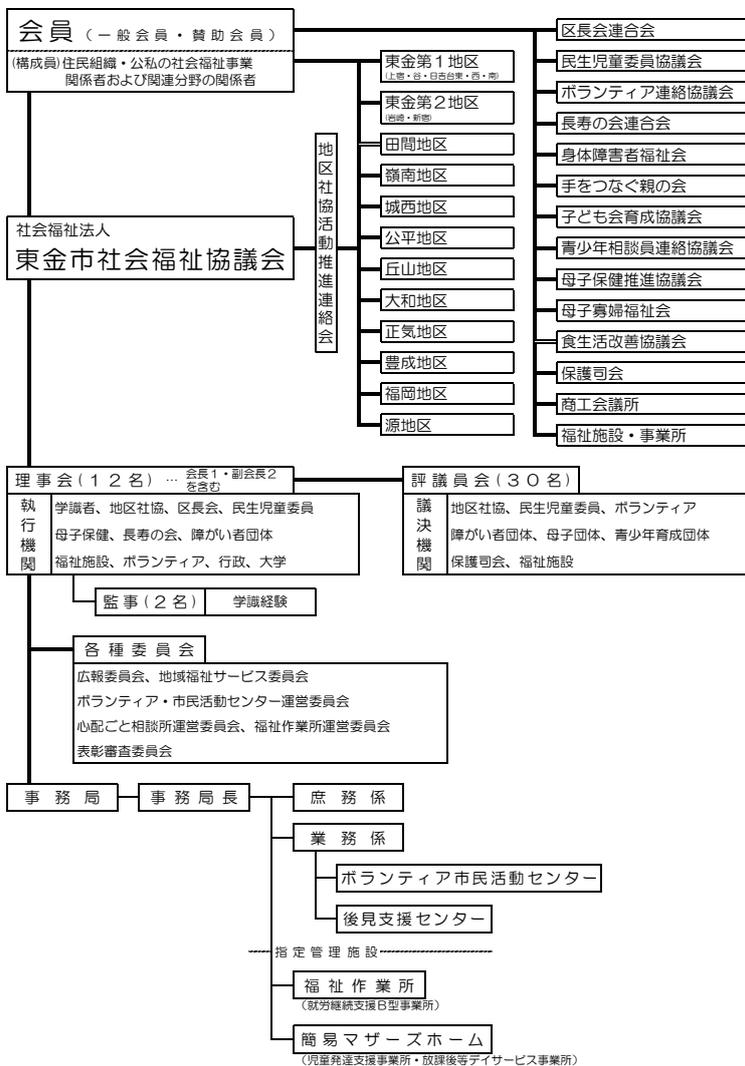
第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第2節 地域福祉の現状

③ 市社協組織図

市社協は、必要な学識経験者などを加え、理事会、評議員会を構成し、組織的な運営を推進するとともに、各種委員会を組織して効率的な事業展開を図っています。

図表 19 社会福祉協議会組織図

社会福祉法人東金市社会福祉協議会組織図



第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第2節 地域福祉の現状

④ 地区社会福祉協議会について

東金市内を区長会の区域を基礎として、12地区社協を設置し、地域住民を中心に市社協や行政などと協働し、地域の特性を生かしながら、地域福祉活動を展開しています。

地域の中には、区会（自治会）等の住民自治を目的とした組織、機能別・年齢別・階層別の組織団体・グループ等、それぞれ目的をもって活動していますが、生活上の諸問題は複雑、多様化しており、個々の組織、団体では表面的な解決で終わりがちです。

地区社協は、地域の住民自身が自発的に生活上の諸問題に関心を持ち、問題解決を図っていくために、地区内における各種住民組織・団体との協力体制の「場」づくりを大きな役割とし、地域の多様な社会資源の参画や協働の促進、連携強化を図っていく必要があります。



図 20 地区社協別一般会員数・加入率の推移(世帯 / %)

	平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
東金第 1	1,745	80.2	1,737	80.2	2,081	95.2	1,724	78.1	1,779	81.4	1,792	83.5
東金第 2	462	57.2	466	57.7	445	55.1	443	54.8	439	54.3	442	54.7
田 間	1,201	67.3	1,201	67.0	1,201	67.0	1,201	66.2	1,201	65.5	1,201	65.9
嶺 南	924	65.3	786	55.1	946	66.3	946	66.1	1,011	70.4	1,003	69.8
城 西	563	59.6	530	57.1	568	61.2	585	64.5	561	61.9	581	63.9
公 平	1,193	79.2	1,193	79.0	1,193	79.0	1,193	80.3	1,193	81.5	1,193	82.5
丘 山	624	65.5	619	65.0	619	65.1	631	65.7	630	65.4	661	67.4
大 和	873	77.7	979	84.3	966	83.1	971	83.8	976	83.4	934	78.6
正 気	1,530	66.9	1,530	67.1	1,430	62.7	1,430	62.6	1,430	62.2	1,430	61.7
豊 成	1,218	85.9	1,228	87.5	1,252	89.2	1,241	89.0	1,240	88.8	1,233	89.3
福 岡	936	88.8	932	88.3	930	88.3	947	90.7	943	90.6	937	91.9
源	400	70.1	400	71.2	400	71.2	400	81.5	400	81.6	400	86.0
市 全 体	11,669	72.8	11,601	72.3	12,031	74.9	11,712	73.2	11,803	73.8	11,807	74.2

出典：東金市社会福祉協議会

## 第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題

### (1) 地域福祉の現状を踏まえた課題

#### ① 子ども

本市の出生数は、年によっては一時的な増加がみられるものの、全体的には減少傾向にあり、今後はさらにこの傾向が進展するものと予測されます。出生率は、国全体より若干低くなっています。

削除: の数値と比較すると、0.1ポイントほど

一般的に女性の社会進出に対する就労と育児の両立が課題として挙げられますが、本市においても、就労と育児の両立を支援する施策が少子化対策として重要となります。

今後、保育所待機児童の解消、少子化の進行を抑制するための子育て支援施策、ひとり親世帯への支援等、子育てと就労の両立ができる取り組みを強化していく必要があります。

削除: 数の減少

#### ② 高齢者

本市の高齢化率は、すでに超高齢社会に達しており、今後、数年で国・県の規模を上回ると予測されています。それに伴って、要支援・要介護認定者認定者も増加していくと予測されます。

また、世帯構成の変化によって、高齢夫婦世帯や単身世帯が増加傾向にあり、高齢者の閉じこもりや孤立死等に関する対策が必要となります。

そのためには、事業者や行政のサービス提供だけでなく、市民や地域が一体となった、地域での支え合いの仕組みを構築することが重要となります。

#### ③ 障がい者

障害者手帳所持者の人口に占める割合は年々増加しており、中でも精神障がい者の増加率が高くなっています。

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、障がい者に対するサービスを適切に提供するとともに、市民一人ひとりの理解や支援を得て、地域の一員として認め合うことのできる環境づくりが必要となってきます。

併せて、バリアフリー化を推進する等のハード面の環境整備や障がい者の就労支援について民間業者への理解促進、健常者に対して障がいに関する理解を深められるような啓発活動等を図っていくことが重要となります。

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況  
第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題

(2) 地域の福祉課題

市民意識調査及び地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会により、次のような地域の課題が示されました。本計画では、その課題に対する対応策として、反映の方針を検討し、下記の通り定めます。

課題① 地域推進体制の強化、機能の向上

- ・人口減に伴い、地域によっては住民自治崩壊のおそれが出てきますが、人口が減少しても安心して暮らせる持続可能な社会制度づくり、地域づくりが必要です。そのためには、近隣関係に根差した地域づくりや住民組織の活動の推進など、自助・共助の力の強化が求められます。
- ・「ひとり暮らし世帯」が2割、高齢者のいる世帯が3割を占めています。独居高齢者、若いひとり世帯の増加、コミュニティの希薄化など、地域社会の変化を従来以上に適切に捉え、「地域」の中から孤立することを予防する必要があります。
- ・区会（自治会）の自治機能は地域差があるものの健在ですが、その役割は「地域の取りまとめ」に重点があります。「地域福祉の推進機能」のあり方は今後検討していく必要があります。



第2次計画への反映の方針

- ・第1次計画は、福祉事業の取りまとめや周知啓発の役割を果たしてきました。第2次計画ではより実践的な計画とします。
- ・施策は、人口・世帯状況などを含めた地域の状況に合わせて展開する必要があります。第2次計画においては、地域の実態に応じた「地域主体の対応」を主とし、本市及び市社協が「活動に必要な適切な支援」を図ることとします。
- ・地域福祉活動は、地域の特色を生かし、それぞれの地域単位で福祉活動に取り組むことも大切です。市内12地区に設置されている地区社会福祉協議会や区会（自治会）等の関係団体が主体となって地域住民がお互いに協力し取り組めるよう位置づけ、地区別の目標設定を目指します。

課題② 福祉ネットワークの構築

- ・相談先としてはいわゆる「身内」や「コミュニティ」の役割が重要ですが、世帯人員の減少やコミュニティの希薄化が進んでおり、相談できず不安を抱える市民が多いことが想定されます。本市でも、生活不安の潜在化により、市民・地域ニーズの把握がより困難となっていく可能性が見込まれます。
- ・情報の取得については、広報紙の役割が高いことから、市民の情報収集は比較的受動的になっています。特に居住するコミュニティ情報の取得機会はさらに少ないことが想像され、情報発信の在り方を検討する必要があります。



第2次計画への反映の方針

- ・福祉分野におけるそれぞれの情報ネットワークを整理し、情報収集及び提供体制の在り方を本計画で示します。
  - ・地区社会福祉協議会や区会（自治会）等の関係団体が連携した「地域主体の組織」において、活動の推進体制を構築し、活動内容の自己評価（成果や課題の振り返り）をしながら主体的な活動に取り組んでいただきます。これにより、地域課題を把握し、地域福祉活動を計画的に推進します。
- また、これによって吸い上げた情報は、第3次計画改定時の計画評価及び地域課題抽出のための基礎資料に位置付けることができます。

削除: 一方で、相談先としてはいわゆる「身内」や「コミュニティ」の役割が大きいことから

削除: ない・

削除: たまもの

削除: そのため、

削除: が懸念され、市としても今後、

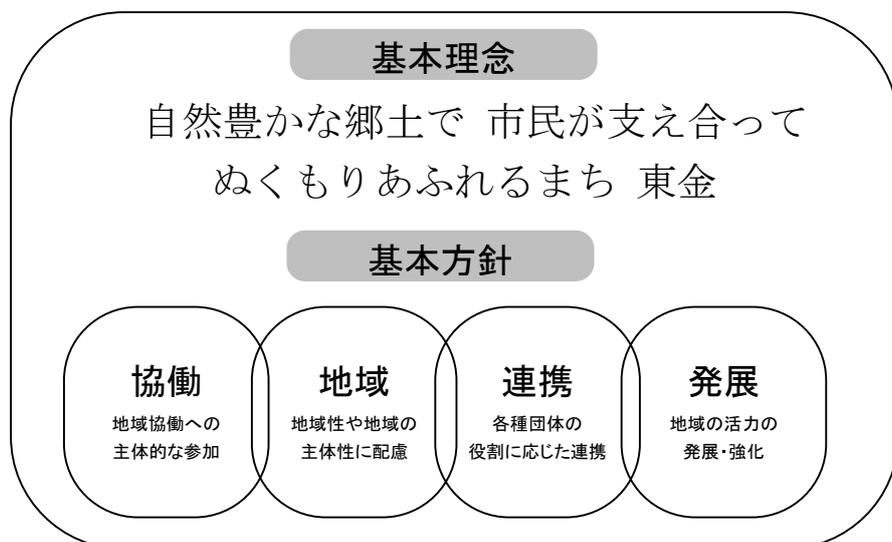
## 第3章 計画の基本理念と施策の体系

### 第1節 計画の基本理念及び基本方針

本市では、平成24（2012）年3月に策定された東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1次）において、市民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いの下で、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。

また、平成28（2016）年3月に策定された東金市第3次総合計画第4期基本計画においても、協働による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本市に関わる全ての人のあらゆる分野における連携、協働が求められています。

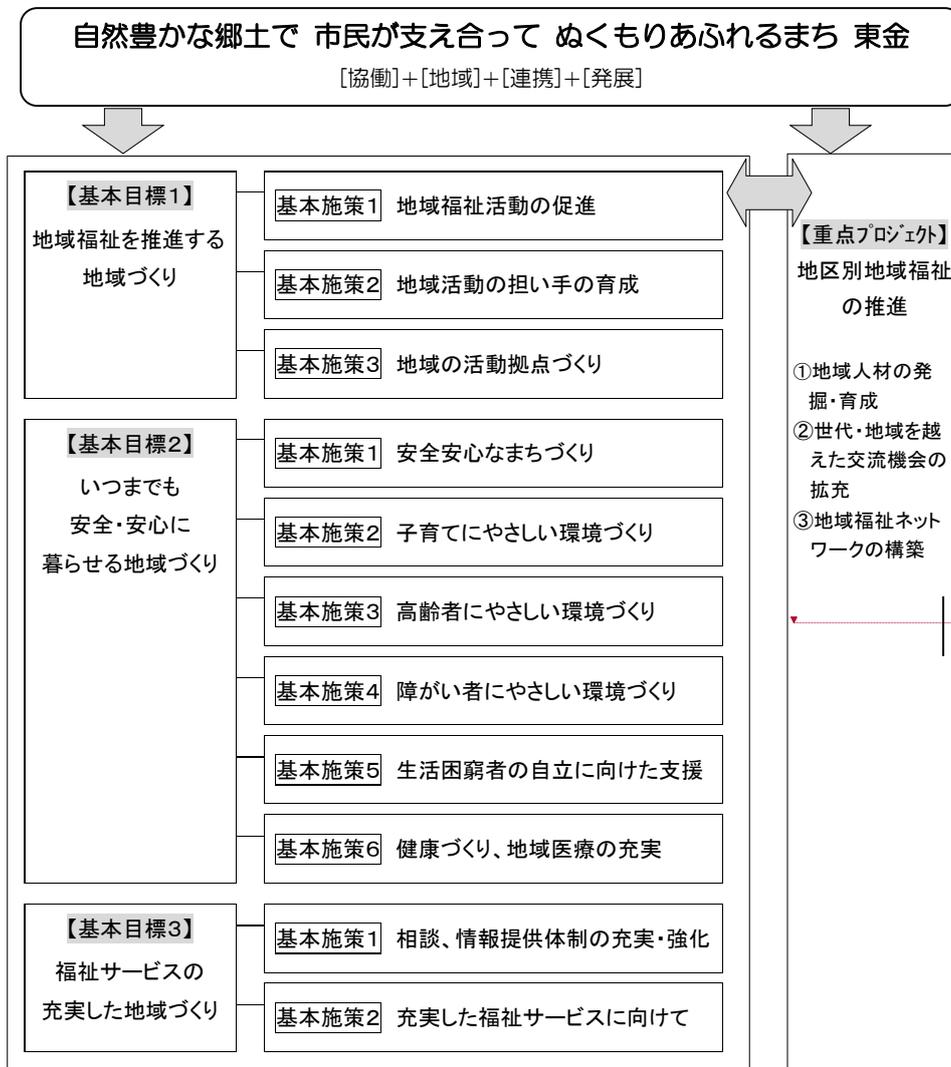
こうした方向性を踏まえ、本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、次の基本理念と基本方針を掲げ、地域福祉の推進に取り組みます。



## 第2節 計画の基本目標と重点プロジェクト

基本理念を実現するため、市全域における取り組みとして、基本方針を踏まえた3つの基本目標を定め、施策を分類し、体系化します。また、地域課題の解決には、それぞれの地域の特性に合わせた活動の強化が欠かせないことから、重点プロジェクトとして「地区別地域福祉の推進」を定めます。

なお、基本目標と重点プロジェクトは、共通する基本理念・基本方針のもと、各分野において相互に補完し合うものとします。



**基本目標 1 「地域福祉を推進する地域づくり」**

・地域福祉活動の推進には、市民や地域の参加が不可欠であり、行政が対応困難な地域課題への協働による取り組みが地域福祉の原則となります。本市では、協働のまちづくり指針に基づき、市民・地域等と一体になった地域福祉の推進を図ります。

・地域福祉活動の後継者不足は、全ての地域・団体に共通する課題であり、地域全体で取り組む必要があります。地域福祉になじみのない世代や市民への積極的な周知広報に取り組み、将来の担い手の育成に努めます。

**下へ移動 [1]:** ・地域・団体に共通する課題である活動の後継者不足には、地域全体で取り組む必要があります。地域福祉になじみのない世代や市民への積極的な周知広報に取り組み、将来の後継者の育成に努めます。

**書式変更:** 間隔 段落後 : 0.5 行

**移動 (挿入) [1]**

**削除:** る活動のには

**削除:** 後継者

**削除:** 。

**基本目標 2 「いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり」**

・本計画は、個別計画の指針として、子どもから高齢者までの幅広い世代、加えて社会的孤立や生活困窮等の課題に対応するものであり、市民がいつまでも安全・安心に暮らせる福祉の環境づくりを推進します。

・特に、医療ニーズは今後も高まりが予想され、その環境整備が求められます。同時に市民一人ひとりにおいても心身の健康づくりに取り組み、普段の暮らしの中での健康管理、意識の醸成を図ります。

**削除:** な心身

**基本目標 3 「福祉サービスの充実した地域づくり」**

・福祉制度、サービスは複雑になりがちです。サービスの利便向上のため、相談・連携体制等の充実を図るとともに、第三者による評価等を通してサービスの質の維持・向上を図ります。

・福祉サービスの需要の増大が見込まれる中で、サービスを維持していくための体制強化を図ります。

・地域に根差した推進組織である社協の体制・事業の強化に努めることで、地域福祉活動の促進を図り、本市の地域福祉を推進します。

**削除:** による

### 重点プロジェクト 「地区別地域福祉の推進」

- ・地域福祉の基盤づくりとして、本市では、第1次計画において3つの重点プロジェクト「地域人材の発掘・育成」「世代・地域を越えた交流機会の拡充」「地域福祉ネットワークの構築」に取り組んできました。
- 本計画では、重点プロジェクトを「地区別地域福祉の推進」として一本化し、3つのテーマを踏襲しながら、地区ごとの特性に応じた課題への取り組みを行います。
- ・第1次計画においては、本市全域を地域福祉における「地域」として捉えていたが、今後の地域福祉課題の解決には、それぞれの地域の特性に合わせた「地域住民による、地域組織を核とした、地域単位での活動強化」という考え方が必要になってきます。
- ・地域における実践的な福祉を担っている市社協と連携して、全12地区の地区社協を中心に、区会（自治会）をはじめ地域のさまざまな団体や地域住民と連携しながら、協働による地域福祉の推進体制の構築を目指し、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

**削除:** 地域福祉の地域の考え方が全市のみであったことや、

**削除:** 推進の重点的取り組み

**削除:** から、これら



# 各論

---

## 第4章 計画の推進にあたって

### 基本目標 1 地域福祉を推進する地域づくり

#### ■ 基本目標の考え方



- 地域福祉活動の推進には、市民や地域の参加が不可欠であり、行政が対応困難な地域課題への協働による取り組みが地域福祉の原則となります。本市では、協働のまちづくり指針に基づき、市民・地域等と一体になった地域福祉の推進を図ります。
- 地域・団体に共通する課題である活動の後継者不足には、地域全体で取り組む必要があります。地域福祉になじみのない世代や市民への積極的な周知広報に取り組み、将来の後継者の育成に努めます。

基本施策1 地域福祉活動の促進

□ 第2次計画に向けて

- 地域福祉活動は、地域の主体性が必要な活動です。本計画はその一助として、方法や課題を取りまとめたものであり、活動の結果を計画の推進成果と考えることが大切です。
- 本計画の策定を取り組みのきっかけとする地区があることも想定されるため、本計画は本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体等に周知される必要があります。

□ 施策の考え方

- 本計画の推進により、本市の福祉力の向上を果たし、地域の自助能力の強化を図ります。
- 地区社会福祉協議会を中心に、区会（自治会）等の地域団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。

□ 主要な取り組みの概要

■ **市民や地域**が取り組むこと【地域団体・地区社協・地域住民】

- 日ごろから地域活動や、外出・交流の機会を設けることで、自分の「できること」「してもらいたいこと」を認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

■ **団体等**が取り組むこと【福祉団体・ボランティア・事業者】

- 諸活動の実施にあたっては住民・地域の意向を把握し、取り組みが地域の福祉向上に寄与するように努めます。
- ワーク・ライフ・バランスに留意し、市民の余暇活動が健全なものとなるように努めます。
- 地域福祉活動へ積極的に参加、連携し、地域との交流や、接点づくりに努めます。

削除: 地域が

削除: のもとに

削除: とされる

削除: そのため、

削除: は、活動の結果によるものが全て

削除: となりま

削除: によって

削除: をスタートさせる

削除: も

削除: が

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
地域福祉活動資源の連携・強化	市民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、学校などとの連携を広げ、計画を推進します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→ 評価	→ 次期策定
地区社協活動の推進	市社協と地区社協との連携や地区社協間の情報交換、活動促進を図るために、連絡会議や研修会を開催するとともに、事業を補助し、小地域福祉活動の充実を図ります。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ふれあい物品の貸出	地域でコミュニティ活動を行う団体を支援するために、物品を貸し出します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

書式変更：行間：固定値 15 pt, グリッドへ配置しない

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
市民活動についての情報提供	市内で活動する団体の情報を掲載した「市民活動ガイドブック」の発行や、市役所等への市民活動掲示板の設置により、市民活動についての周知を図るための情報提供に努めます。	企画課
市民活動総合補償制度の実施	市民活動中の事故によるけがや賠償責任を補償する保険に加入することにより、活動を側面から支援します。	企画課
市民提案型協働事業の実施	市民活動団体や地域住民団体から提案のあった、地域における課題解決のための公益的な事業に対し、補助金の支出をはじめとして協働して取り組む市民提案型協働事業を実施します。	企画課
区会(自治会)・民生委員・児童委員を通じた情報提供の充実	区会(自治会)を通じて回覧を実施をしたり、民生委員・児童委員を通じて個人の事情に配慮した地域での情報提供活動を支援します。	総務課 社会福祉課 関係各課
社会福祉協議会活動の推進	市社協が実施している福祉活動を支援します。	社会福祉課
ワーク・ライフ・バランスの推進	市全域で地域活動やボランティア活動を活性化していく観点から、企業や各関係機関の地域活動への参加を要請するとともに、企業の社会的責任として、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、意識の普及と啓発を行います。	社会福祉課 商工観光課
地域交流活動の支援	地域のさまざまな組織・団体により実施されているイベントや交流事業などへの支援を行います。	関係各課
城西国際大学との連携	城西国際大学と連携をとりながら、さまざまな分野における地域福祉活動を推進します。	秘書広報課 社会福祉課 関係各課

表の書式変更

削除：ボランティア

書式変更：行間：固定値 15 pt, グリッドへ配置しない

削除：等

削除：を

削除：するなど

削除：ボランティア

削除：等

書式変更：行間：固定値 15 pt, グリッドへ配置しない

削除：企画課。

書式変更：行間：固定値 15 pt, グリッドへ配置しない

書式変更：行間：固定値 15 pt, グリッドへ配置しない

基本施策2 地域活動の担い手の育成

□ 第2次計画に向けて

- 地域活動の後継者不足は慢性的な状況にあり、どのような団体でも同様の課題を抱えています。そのため、役割分担が偏らない運営体制や協議方法などを検討し、よりバランスの良い組織運営になるよう、適宜見直していくことが求められます。
- 元気な高齢者が増えてきたことで、高齢者の社会参加は進んでいますが、その反面、若い世代の参加が少ない状況です。子どもの頃からの福祉活動への慣れ親しみや、その保護者の参加など、より若い世代に向けた参加の仕組みにしていける必要があります。

削除: 立場や役割が偏らない

削除: 、

削除: の在り方の再検討

削除: の

削除: の方法

削除: を

□ 施策の考え方

- 将来の地域を担う人材の育成と確保は急務であり、活動の見直しや、役員負担の解消、効率的な活動・運営など、安心して継続した活動ができるような仕組みづくりのため、気軽に相談できるように努めます。
- 子どもへの福祉教育に取り組み、地域福祉を身近なものと感じてもらえるように努めます。

削除: 若い頃からの福祉への関心、興味を誘発し、

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと【地域団体・地区社協・地域住民】

- 地域福祉への興味を持ち、参加者から参画者へとなることができるように努めます。
- 市民や地域、特に子どもの頃から福祉（ボランティア）に親しむ機会づくりを増やし、福祉を身近に感じることのできる意識啓発に努めます。
- 地域での活動は支え合いで行い、参加者みんなで協力した活動に努めます。

■ 団体等が取り組むこと【福祉団体・ボランティア・事業者】

- 各団体役員にそれぞれの活動主旨を説明し、各組織の役割等を互いに理解することで、地域内での活動や連携をスムーズなものとするように努めます。
- 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取り組む、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の検討に努めます。
- 文（団体からの意見に基づいて作成）

削除: 人材

削除: 、

削除: は

削除: の負担集中を軽減しやす

削除: の在り方を

削除: するよう

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標 1 地域福祉を推進する地域づくり

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
ボランティアの育成	ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。また、活動者のリーダーの育成を目指します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
ボランティアまつりの開催	ボランティア活動団体の交流と市民参加を促進するためにボランティアまつりを開催し、協働事業による連携強化を図ります。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
福祉教育活動への支援	小中学校における福祉教育を支援するために、福祉教育担当者の情報交換会を実施します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
福祉のまちづくりポスターコンクールの実施	福祉に関する関心を深めるために、ポスターコンクールを実施します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
ふれあいサロン活動者への支援	地域で交流事業を行う活動者同士の交流や情報交換会を実施します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	市、市社協と市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。	社会福祉課
福祉教育の推進	学校教育活動での交流やボランティア活動などを、地域との関わりを持ちながら推進します。 また生涯学習の場を通じ、講演会や教室を開催するなど生涯を通じた福祉教育の推進を行っていきます。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
<u>こどものまちづくり活動の実施</u>	<u>子どもたちが主体的に取り組むまちづくりに関する活動に対して補助金支出等の支援を行うことにより、まちへの愛着を深めてもらい、将来の市民活動の担い手の育成を図ります。</u>	<u>企画課</u>

表の書式変更

削除:、

削除: こども課、

削除: ボランティア・市民活動の育成支援

### 基本施策3 地域の活動拠点づくり

#### □ 第2次計画に向けて

- 地域福祉を推進していく中では、地域の活動拠点づくりが必要です。特に市街地から離れた地区では、公共施設の利用に不便を感じる場合があります、拠点機能の環境整備が求められます。
- 地区社会福祉協議会は、地域における福祉活動の中核的組織であり、活発な活動が期待されますが、地域によって活動内容や必要とする支援に違いがあります。そのため、区会（自治会）等の関連団体と連携を密にし、より地域に合った活動を進める必要があります。

#### □ 施策の考え方

- サロンや公民館活動などを通して、日ごろの居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保を図ります。
- 交流人口の増加、流入を促す拠点等の整備にあたっては、地域振興や団体、地域住民等の利用がしやすい施設整備を図ります。

#### □ 主要な取り組みの概要

##### ■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 交通手段が少ない場所を活動拠点にする場合、集合や活動内容への配慮に努めます。
- 多様な活動で利用できるよう、施設の適正な管理・利用に努めます。

##### ■ 団体等が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めます。
- 文（団体からの意見に基づいて作成）

削除: 場合

削除: が

削除: ある

削除: を有する

削除: 組織として

削除: ることから、

削除: 一層の

削除: 福祉推進を図

削除: 公民館への移動手段が少ない不便を解消するため

削除: に

削除: した取り組み

削除: 主体の受け入れや

削除: を可能とす

削除: に

第4章 計画の推進にあたって

基本目標 1 地域福祉を推進する地域づくり

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

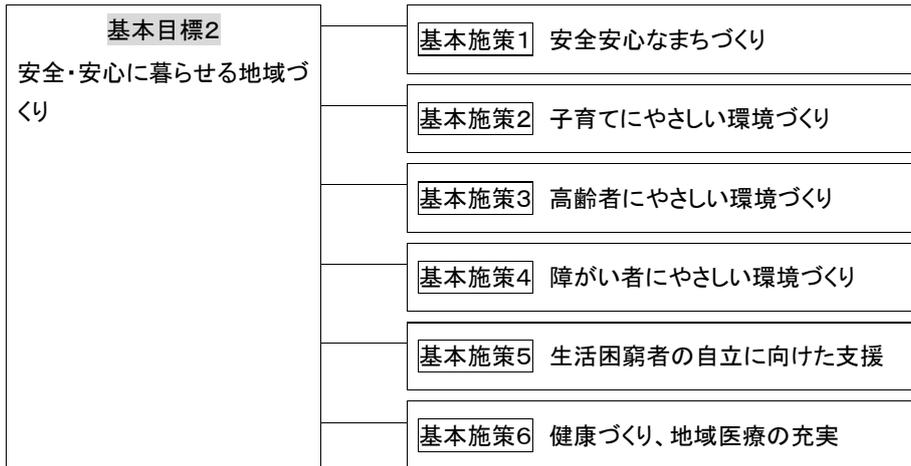
事業名					
社協ひろばの実施	市民同士の交流や仲間づくりのために、ふれあいサロンを実施します。また、市民の企画による事業を協働で実施します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
区会(自治会)活動の支援	自治活動を活発に行えるよう、活動の拠点の整備や、先進的な自治活動事例の調査をサポートします。また、区会(自治会)活動への理解を求めるともに加入の促進に努めます。	総務課
地域の活動拠点の整備	さまざまな地区活動の拠点として、各地区公民館などの維持補修に努めます。	生涯学習課
交流拠点の整備	新産業プラザUBOXが、幅広い年代による交流の場として活用されるよう支援します。	商工観光課
元気アップ計画の推進	交流人口の増大を図るため、「まちの駅」の設置を推進するなど、潜在的な地域力を引き出し、結びつける仕掛けを施したまちづくりを進めます。	商工観光課

## 基本目標 2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

### ■ 基本目標の考え方



- 本計画は、個別計画の指針として、子どもから高齢者までの幅広い世代、加えて社会的孤立や生活困窮等の課題に対応するものであり、市民がいつまでも安全・安心に暮らせる福祉の環境づくりを推進します。
- 特に、医療ニーズは今後も高まりが予想され、その環境整備が求められます。同時に市民一人ひとりにおいても心身の健康づくりに取り組み、普段の暮らしの中での健康管理、意識の醸成を図ります。

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり  
基本施策1 安全安心なまちづくり

□ 第2次計画に向けて

- 従来、防災・防犯への取り組みは行政が主導するものでしたが、近年の地域コミュニティの希薄化により、地域によっては、行政主導の統一した取り組みだけでは支障が発生することから、改めて地域内での結びつきの再構築が強く求められています。
- 法制度に基づく情報提供の制限があるため、支援が必要な世帯や個人の把握が困難となっており、任意による情報の収集、連絡手段の構築が求められます。
- 地域によっては公共交通に頼らない方法での移動・外出手段により、社会参加を促進していく必要があります。

削除:のみ

削除:に不便があり、解消のためには、公共交通

削除:を講じ

□ 施策の考え方

- 自助・共助・公助による支援体制の在り方を検討し、防災・防犯といった緊急時の支援について、自主防災組織等の共助による地域のつながりによる活動を促進します。
- 高齢者や障がい者、子どもといった年齢や身体機能の差によって、生活環境が異なることがないようにユニバーサルデザインによるまちづくりに努めます。
- 外出や交流の機会づくりを図るため、移動交通手段の提供、サービスの実施を検討し、地域への社会参画を促進します。
- 避難行動要支援者の把握に努め、関係団体等と連携した、緊急時の支援体制を構築します。

削除:市民協働

削除:自

削除:高齢者や障がい者の意向に基づき、

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 困っている人や登下校中の子どもたちへ、あいさつなどの声掛けを行い、地域の見守りに努めます。
- 防災・防犯組織へ積極的に参加し、地域の安全づくりに協働した取り組みに努めます。
- 外出の際には、交通手段の少ない方と声を掛け合い、相乗りでの外出などに努めます。

削除:声掛け運動の推進として、

削除:の登下校の際には

削除:に

削除:った

削除:や、乗り合い

削除:をするよう

■ **団体等**が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 各組織で管理している支援が必要な世帯や個人については、組織内において緊急時の対応を徹底し、支援の漏れがないように努めます。
- 防災や防犯体制の構築にあたっては、団体として連携・協力が可能な部分において、地域や行政と調整を図るように努めます。
- 交通不便の解消を図るため、ボランティアの立ち上げや、団体の活動内容への追加等を検討し、支援を必要とする市民の社会参加の促進に努めます。
- (団体からの意見に基づいて作成) \_\_\_\_\_。

削除: 利

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
福祉テレホンサービスの実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者等の安否確認のために市民の参加と協力を得て、電話による声掛け訪問をします。また、利用者とボランティアの交流会を行います。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
ささえあいサービスの実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者、障がい者等の安否確認のために市民の参加と協力を得て、友愛訪問をします。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
ふれあい移動サービスの実施	移動が困難な高齢者及び障がい者等の外出や日常生活を支援するために市民の参加と協力を得て、福祉車両で送迎します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
福祉カー貸出サービスの実施	移動が困難な障がい者(児)や高齢者等の外出や日常生活を支援するために福祉車両を貸し出します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
災害ボランティアセンターの運営	被災時の災害ボランティアセンター運営に備え、設置マニュアルを作成するとともに、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

■ 市が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
防災体制の整備	災害時に市民が速やかに対応できるよう、防災訓練を実施します。また、地域での避難訓練、防災訓練を支援します。 訓練時には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国籍市民など援護を必要とする人に配慮し、地域での体制整備を支援します。	消防防災課
自主防災組織への支援	自主防災体制の充実を図るため、自主防災活動に必要な資材、機具等の整備や組織の活動や資機材の備蓄などに対し、補助を行い、自主防災組織の育成・確保を図るとともに、活動を支援します。	消防防災課
避難行動要支援者の把握・共有	避難行動要支援者の把握に努めます。また、本人の意向に基づき、関係機関との情報共有を図ります。	消防防災課 社会福祉課 高齢者支援課
災害後の安全・安心の確保	災害後の緊急連絡の支援や、適切な情報提供によって混乱を収め、速やかな安否確認を行える体制づくりに取り組めます。	消防防災課 関係各課
地域ぐるみの防犯活動	防犯指導員等で構成される防犯組合や自主防犯ボランティアの活動を支援し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	消防防災課
主要公共施設のバリアフリー化の推進	市役所やふれあいセンター等の公共施設をユニバーサルデザインの視点から整備します。	関係各課
道路整備の推進	道路の危険箇所の整備・復旧を重点的に進めます。	建設課
通学路の安全性の向上	児童・生徒の通学の安全確保に努めます。局部的に危険な箇所は、路面表示、危険周知看板、反射板等を設置し改善を図ります。	建設課
公共交通のバリアフリー化	JR 東金線について、各駅跨線橋へのエレベーター設置、福俵駅スロープの傾斜の改善等について JR 東日本と協議を続けます。 また、路線バスについて、低床バスの導入等をバス事業者に要請するとともに、市内循環バスについて、低床バスの導入等を検討します。	企画課
要介護者・障がい者の外出支援	要介護者、障がい者等の通院、社会活動の範囲拡大のため、タクシー券の交付、利用の補助を行います。	社会福祉課 高齢者支援課
買い物困難者の支援	高齢化や、身近な場所からの店舗の撤退などにより、住んでいる地域での日常の買い物に困難な方を支援する取組について、関係機関と連携を図り検討します。	社会福祉課 高齢者支援課 商工観光課
乗合タクシーの運行	日常生活において移動困難な方の足として、また交通不便地域を解消するために乗合タクシーの運行を行います。	企画課

表の書式変更

削除: 高齢者や障がい者の意向に基づき

削除: い

削除: てい

削除: JR東金線対策事業

削除: 求名駅のエレベーター、スロープの設置をJR東日本に要請します。

書式変更: フォントの色 : 自動

削除: デマンド交通の

削除: 新たな交通手段としてデマンド乗合交通を導入します。ユニバーサルデザイン車両の導入を含め、運行方法等について検討します。

書式変更: グリッドへ配置しない

基本施策2 子育てにやさしい環境づくり

□ 第2次計画に向けて

- 子育てを取り巻く環境が変化する中で、安心して生み育てられるよう、子育て支援の充実が求められます。
- 育児の不安や悩みを抱える子育て家庭が増えていることから、ふだんの暮らしの中での地域や隣近所による支えあいや、相談体制、保護者同士の交流の機会づくりなど、不安や悩みを一人で抱えない環境づくりが求められます。

削除: 新制度により保育環境をめぐる状況が変化しており、少子化の抑止を図る上での保護者の就労と育児のワークライフバランスや、制度による支援が求められます。

□ 施策の考え方

- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設、その他の事業所等による多様なサービスが求められており、本市においても利用者の利便性を考慮したサービス提供の在り方を検討します。
- 放課後や休日の子どもの「居場所」づくりや、「学びの場」づくりを支援し、子どもの健全な育成と併せて、保護者や地域の交流、世代間の交流等を図ります。

削除: サービス  
削除: の  
削除: 主体による  
削除: 提供  
削除: 、制度に基づい  
削除: 遊  
削除: 異世代

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 子どもや保護者への日ごろからの見守り、日常生活の中での声掛けなど、地域で子どもたちを支える環境づくりの醸成に努めます。
- 地域活動への子どもや保護者の参加を促進し、世代間の交流を深めるとともに、子どもたちが活動に興味を持つための機会づくりに努めます。

削除: 多様な世代と  
削除: や  
削除: の社会意識の向上

■ 団体等が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営、経営に努めます。
- 子どもや、その保護者の団体活動への積極的な参画を促し、地域活動への参加促進に努めます。
- 子どもの様子や体調の変化などから、虐待や学校でのトラブルが心配される際、また、子育て世帯での異変を把握した際は、行政等の適切な機関との連絡・連携を行うように努めます。

削除: 団体活動への  
削除: の参加  
削除: など  
削除: 積極的に行い  
削除: への社会参加を  
削除: や  
削除: 場合  
削除: 、連絡

第4章 計画の推進にあたって

基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

- (団体からの意見に基づいて作成) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名	
出産祝い事業の実施	出産し新たな家族が増えたご夫婦をお祝いするとともに、地域での子育てを促進します。また、お祝い時に子育て関連事業の情報発信に努めます。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →
子育てサロンの実施	子育て中のお母さんやお父さんの友達づくりや育児不安の解消の場として交流の場をつくれます。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →
こどもの遊び場設置、補修への助成	子どもが安心して遊べる環境を整備するために地区が自主管理運営する子どもの遊び場の遊具等の整備補修費用の一部を助成します。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →
親子ふれあい交流事業の実施	親子のふれあいや異世代間の交流のために、交流事業を実施します。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

■ 市が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
子育て情報誌の配布	子育て情報誌「ひろば」を発行します。関係機関と協力しながら、掲載内容を随時、更新します。	こども課
母子保健情報の提供	妊娠・出産及び育児や、子どもの発育・発達、離乳食及びむし歯予防など、母子保健における情報を提供します。	健康増進課
乳幼児の健康相談	乳幼児の身体計測と併せて健康相談を実施します。相談には保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が対応します。	健康増進課
母子・父子・寡婦の自立支援	母子・父子・寡婦からの相談と自立支援のため、母子・父子自立支援員を配置して対応します。	こども課
児童虐待防止	児童虐待などに対応するため、家庭相談員による相談を実施するとともに、東金市要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。	こども課
DV(ドメスティック・バイオレンス)対策	DV被害などに対応するため、婦人相談員による相談を実施し、状況に応じて、緊急一時保護(女性サポートセンターへの保護)や母子生活支援施設への入所を行います。	こども課
保育サービスの充実	保育を必要とする方に、通常保育・時間外保育・一時保育など、必要な保育サービスを適切に提供するとともに、障害のある子どもの受け入れ体制の確保に努めます。 また、病後児保育について、必要とする方への周知など、制度の広報に努めます。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	子どもを預けたい方と子どもを預かれる方が会員となって活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	こども課
子どもの居場所づくりと交流の促進	休日・放課後における子どもの居場所づくり・遊びの場づくりを支援するとともに、保護者同士や地域における交流、世代間交流等を推進します。	こども課 生涯学習課
子育てに関する相談	子育て、子どもの発育や発達、いじめや不登校、教育などに関する悩みや不安に対応するため、各種相談事業を実施します。	こども課 健康増進課 生涯学習課

削除: 広場

削除: 医療機関、

削除: 母子健康に関する教育・相談

削除: 兼婦人相談員

削除: の事例

削除: などの

削除: 体制

削除: 千葉県

削除: 婦人保護施設

削除: 通常保育の充実とともに、保育所では時間外保育・一時保育の他、病後時保育の実施等、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、障がいのある子どもの受け入れ態勢の確保に努めます。

第4章 計画の推進にあたって  
 基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり  
 基本施策3 高齢者にやさしい環境づくり

□ 第2次計画に向けて

- 高齢者の増加に伴い、要支援認定者については、一部のサービスが介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）への移行されました。これにより、従来以上に地域や各種団体等による支援の在り方が強く求められています。
- 高齢者の健康づくりなど、医療・健康分野との連携が求められています。市民一人ひとりが、健康で介護サービスを必要としないような心身をつくるために、早期から意識づくりをしていく必要があります。
- 元気な高齢者が増えている中、ニッポン一億総活躍プランに基づき、従来の支援される側から支援する側へ、高齢者の役割と意識の転換が求められます。

□ 施策の考え方

- 地域での総合事業の体制づくりを市民協働の観点も踏まえながら進めます。
- 高齢者の社会参加ニーズが増加していることから、地域活動への積極的な参加を促し、高齢者の社会参加につなげます。
- 認知症サポーターの養成など、地域との日ごろからの連携や、市民の協力が不可欠な分野での市民意識の啓発を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

■ **市民や地域**が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活を送れる環境づくりに努めます。
- 高齢者の社会参加を促進する中で、「サービスを提供する側へ」の意識転換に努めます。

■ **団体等**が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 総合事業への連携を図り、多様な主体の一つとして、地域や市民の介護予防や生活支援の実施に努めます。
- 団体活動への高齢者の積極的な参加を図り、地域福祉の推進に努めます。

削除: 軽度の要介護

削除: が行われており、

削除: 、事業者

削除: おり、

削除: 受けることが少ない健康な

削除: づくり

削除: 市民一人ひとりが

削除: 、

削除: の

削除: 本計画に基づき、市民協働の観点から

削除: 支援

削除: 構築

削除: 促

削除: し

削除: 高齢者が増え続けていることで、地域の団体活動などへの

削除: おり

削除: 、

削除: の継続を促進し

削除: 途絶えがちな

削除: し

削除: づくり

削除: 活用

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

○ (団体からの意見に基づいて作成) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名	
日常生活自立支援事業の推進 (福祉サービス利用援助事業)	在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるように支援する事業の実施及び推進を図ります。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →
認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝えることにより、地域での理解(支援)者を養成します。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →
敬老祝い事業の実施	多年、社会のために貢献された長寿の方々をお祝いするとともに、地域での見守り活動を促進します。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →
金婚祝い事業の実施	結婚50年を迎えたご夫婦に歩んできた道を振り返り、幸せを感じていただくためにお祝いをします。また、協力店の増加に努めます。
	平成29年 平成30年 平成31年 平成32年 平成33年
	実施 → → → →

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
介護予防知識の普及	介護予防の知識普及や閉じこもり予防に関する教室・研修会を開催します。	高齢者支援課 健康増進課
高齢者虐待防止	高齢者支援課、地域包括支援センターなどが連携し家族への相談支援、高齢者の保護等の対策を練るとともに東金市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。	高齢者支援課
介護予防の推進	高齢者が要介護状態にならないよう、早期からの介護予防に取り組みます。	高齢者支援課 健康増進課
総合事業の推進	制度に基づき、多様な主体を活用した介護予防や日常生活支援の推進に取り組みます。	高齢者支援課

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり  
基本施策4 障がい者にやさしい環境づくり

□ 第2次計画に向けて

- 障害者差別解消法の施行に伴い、障害福祉分野における地域共生社会の実現が強く求められているとともに、障害者虐待防止法による障がい者の権利擁護についても一層の充実が求められています。
- 障がい者の社会参加の促進として、特に就労分野でのニーズが高まっており、企業や事業主への意識啓発や、就労の機会づくりが求められます。
- 地域共生社会の実現に向けては、特に障がいのない市民や、地域への意識啓発、理解促進が不可欠であり、交流の機会づくりや周知活動等の充実を図る必要があります。

□ 施策の考え方

- 障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会づくりが求められており、本市においても、地域共生の理念に基づくサービスの実施を図ります。
- 障がいのある方とない方、地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日ごろからのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。

削除: 有無にかかわらない

削除: 、

削除: 者

削除: 障がいの

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 障がいや法制度、障がい者の日ごろの生活等への理解を図り、日常生活や地域活動への障がい者の積極的に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障がい者の日常生活での不便や、改善要因等を発見した場合、関係機関や地域と連携し、その解消に努めます。

削除: な

■ 団体等が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 就労の機会づくりや、障がい者の就労支援に積極的に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。
- 障がい物の撤去などの環境づくりを図り、障がい者の地域活動への参加促進に努めます。
- 文(団体からの意見に基づいて作成) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
おもちゃ図書館への支援	障がいのある子どもたちを中心に、遊び(おもちゃ)を通して交流やコミュニケーションを育てる場所づくりを行っているおもちゃ図書館の活動を支援します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
障がい者ふれあい交流事業の実施	障がい者(児)の交流や仲間づくりのために、レクリエーションなどの交流事業を実施します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
障がい者週間イベントの実施	障がい者団体の交流と障がい者への理解促進を図るために、イベントを開催し、協働事業による連携強化を図ります。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
障がいの者のコミュニケーション手段の確保	社会福祉課窓口への手話通訳者の設置をはじめ、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具等)の給付を行い、情報の確保が図られるように務めます。	社会福祉課
外出支援のバリアフリー情報の提供	市内の障がい者トイレの設置施設、車椅子での利用が可能な施設を掲載したマップを配布し、障がい者等の外出を支援します。 またさまざまな情報を活用し、障がい者と協働して市内のバリアフリー情報の更新に努めます。	社会福祉課
障がい者虐待防止	障がい者虐待の事例に対応するため、東金市障害者虐待防止センターを設置し、相談体制を整えとともに、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立のための支援をします。	社会福祉課
障がい者福祉サービスの充実	障がい者の自立を支援するために、障がい福祉サービスと、それを補完する市の福祉サービスの充実に努めます。	社会福祉課
障がい及び障がい者に対する理解の促進	広く障がいについての理解を深められるよう、各種イベントの開催や啓発活動等に努めるとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりへの取り組みを支援します。	社会福祉課

第4章 計画の推進にあたって  
 基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり  
 基本施策5 生活困窮者の自立に向けた支援

□ 第2次計画に向けて

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者への包括的な支援が求められています。
- 包括的な支援として、個人に向けた支援のほかに、地域ネットワークの強化・社会資源の開発などの環境づくりも求められています。

削除: 行うこと

削除: おり、生活困窮者の自立促進を図り

削除: 地域

□ 施策の考え方

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者への包括的な支援を行い、生活困窮者の自立促進を図ります。
- 相談窓口として、自立相談支援機関が設置されており、その活動の周知を図ります。

削除: うことが求められており

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 生活困窮や法制度等への理解を深め、支援が必要な人への情報提供に努めます。

■ 団体等が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 就労の機会づくり等、就労支援に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。
- 状況に応じ、必要な機関へつなぎ、自立支援に努めます。
- 文(団体からの意見に基づいて作成) \_\_\_\_\_。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

事業名					
東金市福祉資金貸付	援護が必要な低所得世帯を応急的に支援するために資金を貸し付けします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

■ 市が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
自立支援事業の実施	自立支援相談機関を設置し、就労その他の自立に関する相談支援を行います。	社会福祉課

書式変更：インデント：最初の行：1字

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり  
基本施策6 健康づくり、地域医療の充実

□ 第2次計画に向けて

- 子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野において、医療ニーズは高い割合を占めるものであり、各分野と医療分野との連携が求められます。
- 地域共生社会の実現に向け、住み慣れた地域で住み続けていくことを可能とする社会づくりが求められています。特に高齢者や障がい者の在宅生活を可能とするために医療環境の充実は不可欠であり、安心して暮らすことのできる地域づくりを進める必要があります。
- 医療サービスの適切な利用に努め、早期から健康管理、食生活の改善等に取り組み、心身の健康保持に努めていく環境づくりが求められます。

- 削除: の
- 削除: おり、
- 削除: 本市としても充実に努め、
- 削除: 過度な
- 削除: を予防するた
- 削除: 市民に対しては、
- 削除: 早期から
- 削除: ただくことのできる

□ 施策の考え方

- 地域医療との連携促進、医療環境の充実化に取り組み、誰もが安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。
- 市民一人ひとりの健康づくりを推進し、健康な心身の保持に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- かかりつけ医の確保や、定期的な健康診断の受診など、健康の管理、疾病の予防などに努め、適切な医療サービスの利用に努めます。
- 日ごろからの健康意識づくりや食生活の見直しなど、普段から健康管理に努めます。

- 削除: の暮らしの中
- 削除: づくり

■ 団体等が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 普段の活動に加え、市民の健康づくり、意識啓発に寄与する活動に取り組むように努めます。
- (団体からの意見に基づいて作成) \_\_\_\_\_。

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
ふれあい・いきいきサロンの支援	地域で交流事業を行なう活動を支援します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
健康意識の啓発	市広報・市ホームページ・ポスター・回覧等による健康情報の提供や、疾病予防、健康意識啓発に関する講座・教室を開催します	健康増進課
健診後の健康相談	健康診査の結果を生かし、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。	健康増進課
地域ぐるみの健康づくりの推進	市民が生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践しやすくするため、地域の食生活改善推進員など関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。	健康増進課
医療・保健・福祉の連携強化	医療資源を活用した保健・福祉サービスの提供ができるよう、市内の医療施設、医師会等とのネットワークづくりを推進します。 市民が地域で安心して暮らしていくために、保健・福祉と医療の情報の共有化についても、関係機関と協議して連携を図ります。	医療センター推進課
		社会福祉課
		高齢者支援課
		こども課
		健康増進課

削除: 断

削除: とともに

削除: 検討

削除: これにより、

削除: の

## 基本目標 **3** 福祉サービスの充実した地域づくり

### ■ 基本目標の考え方



- 福祉制度、サービスは複雑になりがちです。サービスの利便向上のため、相談・連携体制等の充実を図るとともに、第三者による評価等を通してサービスの質の維持・向上を図ります。
- 福祉サービスの需要の増大が見込まれる中で、サービスを維持していくための体制強化を図ります。
- 地域に根差した推進組織である社協の体制・事業の強化に努めることで、地域福祉活動の促進を図り、本市の地域福祉を推進します。

基本施策1 相談、情報提供体制の充実・強化

□ 第2次計画に向けて

- 「相談」は、各サービスや団体との連携の第1段階であり、相談利用者にとっては「最初の窓口」となることから、相談体制の構築と機能の強化は、利便性の向上を図る中で常に求められる課題となります。
- 特に福祉に関する相談はケースが多様化し、多岐にわたるため、適切な対応とともに、迅速な関係機関への連携が求められます。
- 情報を取得する方法が多様化したとはいえ、いまだに行政情報の取得は広報紙やホームページのニーズが高く、適切な紙面構成や、情報発信の工夫が求められます。

□ 施策の考え方

- 相談体制の構築は、各種団体や関係各課との連携が不可欠であり、窓口対応の迅速化や簡素化などに努め、必要とされる適切なサービスへの案内を行います。
- 適切な情報発信を図るため、市民ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信の体制づくりに努めます。

□ 主要な取り組みの概要

■ 市民や地域が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 行政や関係団体等からの各種情報を取得するとともに、地域からの情報発信を図り、地域が必要とするニーズの収集・発信に努めます。
- 広報紙や回覧板等を活用し、地域内の情報伝達や収集を図りながら、地域の連携強化に努めます。

■ 団体等が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るように努めます。
- 文（団体からの意見に基づいて作成）

削除: 各

削除: へ

削除: を進める上で

削除: の相談機能の強化は、

削除: 対応方法が

削除: が求められる

削除: 受信の

削除: 未

削除: 受信

削除: ホームページや

削除: 各

削除: 受信

削除: と

削除: の

削除: 適当な

第4章 計画の推進にあたって

基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
ホームページの運営	社協活動を市民の皆さんにより深く理解してもらうためにホームページを運営し、活動の報告や情報の発信をします。また、各種サービスの様式を取得できるようにします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉だよりの発行	社協活動を市民の皆さんにより深く理解してもらうために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
共同募金通信の発行	共同募金運動の目的を市民の皆さんにより深く理解してもらうために広報紙を発行し、募金の使いみち等を報告します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ボランティアセンターだよりの発行	ボランティアセンターの活動を市民の皆さんにより知っていただくために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
心配ごと相談の実施	市民の生活上のあらゆる相談に対し、民生委員・児童委員が適切な助言をします。また、多様な相談内容に対応するために相談員研修会を開催し、相談技能の向上を図ります。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
法律相談の実施	市民の生活上の法律等に関する専門的な相談に応じるために弁護士による無料法律相談を行います。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ボランティア相談の実施	ボランティア・市民活動センターを開設し、相談業務や情報提供、育成事業を行います。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

■ 市が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
広報・ホームページ・パンフレットの見せ方、提供方法の工夫	市が発行している「広報とうがね」及びホームページ等に対する意見を把握し、市民のニーズに対応した「見せ方」や提供方法について検討し、市民が情報を入手しやすくなるよう配慮します。	秘書広報課 関係各課
相談窓口の充実	高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりや介護予防に関して、それぞれの窓口において相談に応じながら関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるようコーディネートを行います。 また、複数課の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担が増大しないよう相談しやすく分かりやすい窓口対応に努めます。	社会福祉課 高齢者支援課 こども課 健康増進課
相談体制の連携強化	高齢者福祉分野では地域包括支援センター、障がい者福祉分野では地域活動支援センター、子育て支援分野では家庭児童相談室をはじめとした相談窓口のほか、横断的な総合支援を受ける県設置の中核地域生活支援センターなどが、内容に応じて、必要な専門機関への結びつけを行います。今後も引き続き、関係機関とのネットワークを生かした適切な対応をコーディネート機能の充実を図ります。	社会福祉課 高齢者支援課 こども課
虐待に関する相談	児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待について、相談窓口についての周知を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、適切な支援につなげます。	社会福祉課 高齢者支援課 こども課

削除: ファミリーサポートセンター

第4章 計画の推進にあたって

基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり

基本施策2 充実した福祉サービスに向けて

□ 第2次計画に向けて

- 地域福祉活動の推進主体のひとつである社協の役割は、福祉ニーズが高まる中で、その比重を高めており、今後も地域福祉の推進に不可欠な組織となることは明らかであり、社協活動の充実、地域の福祉を維持・向上する上で、重要な取り組みとなります。

削除: 会福祉

削除: 議会

削除: 同様に役割

□ 施策の考え方

- 社協活動を通して、市民や地域と密接した関わり合いの中から、支え合い助け合いによる福祉活動に取り組みます。
- 民間の福祉事業者と協力し、地域の福祉推進に支障なく取り組むことのできる連携体制の構築を図ります。

削除: 運営

□ 主要な取り組みの概要

■ **市民や地域**が取り組むこと〔地域団体・地区社協・地域住民〕

- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

■ **団体等**が取り組むこと〔福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域の団体や福祉事業者等が連携し、活動成果の共有などを図り、ともに地域福祉の推進組織として、福祉活動への取り組みに努めます。
- 文（団体からの意見に基づいて作成）  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。

第4章 計画の推進にあたって  
基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり

■ **社会福祉協議会**が取り組むこと

事業名					
会員の募集	会員の増加を図るために、社協会費の使いみちを広報紙やホームページ等で分かりやすく周知します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉バザーの実施	市民から物品を提供いただき販売します。また、理解促進を図るため収益金の使いみちを広く周知します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
チャリティ事業の実施	チャリティ事業を開催するとともに、市民の交流や協賛企業による地域福祉活動への参加を推進します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
共同募金運動への協力	共同募金会支会として、共同募金運動の目的を市民に深く理解してもらうために広報紙等で周知をし、募金への理解・協力を促進します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
苦情解決に関する体制の推進	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見等からサービスの向上を図るため、第三者委員による苦情解決体制の充実に努めます。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

■ **市**が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の周知を図るため講習会や広報活動を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の市長申し立てを実施します。	社会福祉課 高齢者支援課
サービスの苦情相談	福祉サービスにおける苦情相談等の受付を行い、関係機関と連携して問題解決が図られるように取り組みます。	社会福祉課 高齢者支援課

## 第5章 地区別地域福祉の推進

### 第1節 推進体制の構築にあたって

地域福祉の基盤づくりとして、本市では、第1次計画において3つの重点プロジェクト「地域人材の発掘・育成」「世代・地域を越えた交流機会の拡充」「地域福祉ネットワークの構築」に取り組んできました。

本計画では、重点プロジェクトを「地区別地域福祉の推進」として一本化し、3つのテーマを踏襲しながら、地区ごとの特性に応じた課題への取り組みを行います。

第1次計画において、地域福祉の地域の考え方が全市のみであったことや、今後の地域福祉推進の重点的取り組み課題から、これらの解決には、それぞれの地域の特性に合わせた「地域住民による、地域組織を核とした、地域単位での活動強化」という考え方が必要になってきます。

地域における実践的な福祉を担っている市社協と連携して、全12地区の地区社協を中心に、区会（自治会）をはじめ地域のさまざまな団体や地域住民と連携しながら、協働による地域福祉の推進体制の構築を目指し、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

なお、推進体制の構築にあたっては、次の点に留意することとします。

#### ①地区社会福祉協議会単位による推進体制の構築

本計画では地区社協単位での地域福祉推進を目指すものとしますが、地域で活動するさまざまな団体や、地域住民との関わり合いを大切にし、地域協働による体制の構築を図ります。そのため、地区ごとに適当な推進体制の在り方を構築し、地域福祉を推進します。

#### ② 地域における推進体制の構築

本計画においては地区社協を中心に区会（自治会）をはじめ地域のさまざまな団体や地域住民と連携しながら「地域の福祉力」の向上を目指します。

ワークショップ形式の懇話会等を開催し、住民自らが地域の課題を把握できるようにします。その後、課題解決へ向けた推進体制の構築を目指し、将来的に地域の福祉向上を図ります。

第5章 地区別地域福祉の推進  
第1節 推進体制の構築にあたって

地域における推進体制のスケジュール

実施区分	実施内容	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
1回目 (12地区)	体制づくり・初期活動 内容の検討	→					次期計画 の実施
12地区	活動の実践			→			
2回目 (12地区)	1回目の自己評価・ 課題の抽出				→		
3回目 (12地区)	次期計画への検討・ 基礎資料づくり				→		
市・社協	地区活動の支援・把握	→					
	次期計画の策定				→		

③ 「地区別の福祉の状況」の位置付け

今後、各地域において取り組みを推進するための基礎資料として、本計画では「地区別の福祉の状況」を作成します。

作成にあたっては、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会において、前計画の重点プロジェクトである「①地域人材の発掘・育成、②世代・地域を越えた交流機会の拡充、③地域福祉ネットワークの構築」についての現状整理と、今後への課題抽出を行っています。

本計画では、抽出した課題を地域の福祉ニーズとして再整理し、取りまとめています。なお、今後は改めて地区における推進体制を構築し、状況の見直しを行い、地区別計画として、実践を進めていく必要があります。



## 第2節 地区別の福祉の状況

### 東金第1地区（上宿、谷、日吉台東・西・南）

#### ■ 地域特性

##### ① 地区の状況

東金第1地区の会員世帯数は1,792世帯で、加入率は83.5%となっています。（「東金市社会福祉協議会平成27年度事業報告」より。以下同じ）（全体は22頁を参照）

##### ② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあいの広場活動(合同納涼大会)
- ・敬老会
- ・餅つき大会
- ・日吉台3区合同防災避難運営訓練
- ・クリスマスお楽しみ会
- ・ADL体操
- ・環境美化活動 等

#### □ 懇話会で出された意見の概要

##### ① 地域人材の発掘・育成

- 小学校の学区が分かれているため、学区が明確でない、子どもを把握できないという意見や個人情報の共有ができない、顔ぶれがいつも同じという意見があり、プライバシー保護の関係で人材を把握しにくい、市役所から情報を得られないといった課題が出されました。
- 人材発掘・育成のため、各地区役員と民生委員の合同会議を行うという意見があり、個人情報保護法の考え方を柔軟にしていけることが必要としました。

- ・各地区役員と民生委員の合同会議を行う
- ・リーダー育成の勉強会を開く
- ・班会議等を充実させる
- ・サークル活動や活動メニューを拡大

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

○ 自助努力が必要ではないかという意見や旧東金の人口減少が問題になっているとの意見があり、若年者や新たな住民等の参加・交流を促していくことが課題とされました。

○ 各団体間の人員交流を拡大していくとの意見が出されました。

- ・各団体間の人員交流を拡大
- ・まちづくり協議会を活用した活動
- ・活動の場づくり
- ・行事や地域活動の広報活動

③ 地域福祉ネットワークの構築

○ 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 65.3%、友人への相談が 27.7%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)

○ 情報の入手先として、「広報とうがね」は 67.3%、市社協広報紙は 37.6%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)

○ 地区社協の活動が分からない、地域福祉への関心不足、高速ネットを活用できていない等の意見があり、顔の見える地域づくりを行うこと、居住地域と合致した活動を行うこと、個人情報の取り扱いの問題といった課題が出されました。

○ 声かけ・訪問活動・美化活動等を通して、地域福祉の実情を知る、地域活性活動を拡大する、健康診断への参加を促進する等の意見が出され、活動しやすい地区社協組織の編成や、健康診断の実施に関して、移動手段の手配や出張診断等が必要な支援として挙げられました。

- ・市民一人ひとりの活動参加を促すや参加したくなるような行事に勧誘してネットワークを作っていく。
- ・声掛け・訪問活動・美化活動等を通して、地域福祉の実情を知る、地域活性活動を拡大する。

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況  
東金第2地区（岩崎、新宿）

---

■ 地域特性

---

① 地区の状況

東金第2地区の会員世帯数は442世帯で、加入率は54.7%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあい広場
- ・園児との交流会
- ・防犯パトロール
- ・新入生歓迎交流会
- ・夏休みお楽しみ会
- ・子ども会合同クリスマス会
- ・6年生を送る会 等

---

□ 懇話会で出された意見の概要

---

① 地域人材の発掘・育成

○ 若い人が少なく、共働きのため、参加が難しい、役員をやってくれる人がいないといった意見やマンション・アパートの住人に参加を促す等の意見が出され、どのような住人がいるのかが分からない、区防犯防災パトロール隊への参加が課題として挙げられました。

○ 区と区が支援するボランティアグループの交流を増やし、共助の意識を高めるといった意見が出され、要支援の高齢者に関する情報提供の協力が必要としました。

- ・共助の意識を高める
- ・子どもと大人の行事を一緒に行う

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

○ 子ども会の役員をやりたがらない保護者が入会しない、地域内団体間で情報を共有する、活動内容を明文化する等の意見が出されました。

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

- 子どもと大人の行事を一緒に行う、地域団体の情報を回覧するといった意見が出されました。

- ・70歳以上の方を長寿会の会員にする
- ・高齢者もラジオ体操に参加できるようにする
- ・地域団体の情報を回覧する

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが66.7%、友人への相談が28.6%となっています。(市平均59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は61.9%、市社協広報紙は38.1%となっています。(市平均59.0%、39.1%)
- どのような活動をしているか分からない、災害時要配慮者が分からないといった意見やひとり暮らし高齢者のデータを作る等の意見が出されました。

- ・ひとり暮らし高齢者のデータを作る

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

田間地区

---

■ 地域特性

---

① 地区の状況

田間地区の会員世帯数は1,201世帯で、加入率は65.9%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ 田間区花見の会
- ・ 田間区敬老会
- ・ ふれあい文化展
- ・ ひとり暮らし高齢者研修視察
- ・ ひとり暮らしや寝たきりの方への安否確認（友愛訪問）
- ・ 研修視察
- ・ 広報紙発行 等

---

□ 懇話会で出された意見の概要

---

① 地域人材の発掘・育成

- 協力的に役員を引き受けてもらっているとの意見がある一方、高齢化による人材不足や、参加に積極的ではない等の意見が出され、役員の高齢化と、若者の団体への参加促進が課題となります。
- 各種団体行事を通じての若者の勧誘や女性の参加を促していくという意見が出されましたが、そのためには、住民の意向を把握することと、各団体の役員に役割をきっちりと説明し、理解してもらうことが必要となります。

- ・ 各種団体行事を通じての若者の勧誘や女性の参加促進
- ・ 各団体を通じて人材交流
- ・ 新旧住民の交流の場を増やす

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- 地域内行事への積極的な参加が大切という意見が出され、そのためには、行事の広報活

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

動を徹底することと、参加者の参加意識を高めていくことが課題となります。

- 各団体を通じて人材交流を行い、親子で参加できる行事も検討していくという意見が出され、行政に対して、「田間物語」を継続して実施していく必要があるとの意見もありました。

- ・行事の広報活動を徹底
- ・親子で参加できる行事検討
- ・活動のポイント制の検討
- ・地域的なサロンの検討
- ・行事の早期連絡や開催時の声掛け

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 60.6%、友人への相談が 34.0%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 52.1%、市社協広報紙は 36.2%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 人材不足と高齢化が問題として挙げられ、個人情報保護法の影響を指摘する意見もあり、そのため、地域内の連絡網を構築していくことが課題となります。
- 部長・班長と民生委員の連携を強化していくとの意見があり、また、人材不足については、ポイント制を導入して福祉活動への参加を促してはどうかとの意見がありました。

- ・地域内の連絡網を構築
- ・支援を必要とする人とお手伝いできる人を取りまとめる
- ・子ども会と敬老会の交流を行う
- ・情報を共有化できる特別なネットワークの構築

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

嶺南地区

■ 地域特性

① 地区の状況

嶺南地区の会員世帯数は1,003世帯で、加入率は69.8%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・友愛クラブ（高齢者ふれあいいきいきサロン）
- ・ひとり暮らし高齢者見守りふれあい訪問、手作り弁当による友愛訪問
- ・敬老の日友愛訪問、長寿のお祝い
- ・敬老会
- ・園児と長寿者のふれあい広場
- ・救急救命処置訓練
- ・男の料理教室
- ・研修視察
- ・広報紙発行 等

□ 懇話会で出された意見の概要

① 地域人材の発掘・育成

○ 日常的に顔を合わせて交流する機会が多くない、各団体・役員がいつも同じメンバーである、自分の生活で手いっぱい等の意見が出され、ボランティアが高齢化している、自分のことで手いっぱい、人のことまで気が回らない等の課題が出されました。

○ 各団体に参加してもらい、意識を高めていくという意見が出ました。

- ・ボランティア協力者が足りない時だけに加わってもらうグループを登録する
- ・区の協議員に新たな住民を入れていく

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

○ イベントにいろいろな分野の人に参加してほしい、イベントを紹介しても申し込みが少ない、若者が集まる場所をもってほしい等の意見があり、行事を組んでも人が集まらな

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

い、若者が集まる交流会がない等の課題が出されました。

- 子ども会・敬老会等が合同イベントを発案し、実施する、秋祭りを開催する等の意見が出され、必要な支援として、堀上に子どもや高齢者が集える場所を設けることが挙げられました。

- ・年に数回でも集まる機会を設ける
- ・多種の団体との交流の場を設置
- ・子ども会・敬老会等が合同イベントを発案
- ・秋祭りを開催する

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 64.7%、友人への相談が 29.4%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 45.1%、市社協広報紙は 37.3%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 地域の実情が実感できず、課題の優先度が不明であるや地域内での役員間の交流が少ない等の意見が出され、各団体間の交流が少なく、連携が取りづらい、個人情報保護法により、情報が得られない、子どもたちの遊び場がほしいといった課題が挙げられました。
- 地区社協の役員メンバーで定期的に話し合いをする、自分たちで好きなサークルを作るといった意見があり、必要な支援として、市が避難場所を検討すること、高齢者を招待する会のために高齢者の名簿を提供することが挙げられました。

- ・地区防災体制を構築する
- ・要支援者を把握する
- ・地区社協の役員メンバーで定期的に話し合いをする・

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

城西地区

■ 地域特性

① 地区の状況

城西地区の会員世帯数は581世帯で、加入率は63.9%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあいお楽しみ会
- ・研修会
- ・一声運動
- ・防災講演会及び消防設備取扱い説明会
- ・城西小学校学習支援
- ・広報紙発行 等

□ 懇話会で出された意見の概要

① 地域人材の発掘・育成

- 地区内にどのような人が住んでいるのか分からないという意見や、各団体等の活動への理解がない、加入者が少ない等の意見があり、課題として世帯の情報が伝わってこない、地域の構成員が不明である、隣近所の関係が稀薄になったということが挙げられました。
- 新たな住民へ常会の内容を説明するパンフレットを作成し、ポスティングや戸別訪問をする等の意見が出され、市役所に転入届を出す際には常会への加入を促すや防災会を設置して役割を担う等の支援が必要としました。

- ・新たな住民へ常会の内容を説明するパンフレットを作成
- ・ポスティングや戸別訪問をする
- ・地区の各役員や若者の名簿を作成
- ・広報活動をする

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- 子どもが遊べる場所がない、世代間交流は重要である、新たな住民とコミュニケーションが取れていない等の意見があり、住民同士が交流する機会が必要との課題が出されま

した。

- 区が中心となって各団体をまとめ、イベントを行うや話し合いの機会を多く持って、イベント等の計画を行うといった意見が出され、そのために場所や設備等の支援が必要となりました。

- ・イベント等の計画を行う
- ・地区の歴史を広報に載せる
- ・回覧板の字を大きくしてもらう
- ・公民館や集会所を開放する

### ③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 61.5%、友人への相談が 28.2%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 46.2%、市社協広報紙は 43.6%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 各団体の存在が住民に周知されておらず、活動内容も理解されていないといった意見や団体間の交流がないため、計画も立てられない等の意見が出され、各団体が個別に活動していることが課題として挙げられました。
- 区の回覧物に各種行事の年間予定を載せ、供覧できるようにするという意見が出されました。

- ・区の回覧物に各種行事の年間予定を載せる
- ・城西三地区の防災連絡協議会を作る
- ・保育所・老人施設でお手伝いをする

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

公平地区

---

■ 地域特性

---

① 地区の状況

公平地区の会員世帯数は1,193世帯で、加入率は82.5%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあい広場
- ・高齢者、ひとり暮らし交流会
- ・高齢者友愛訪問
- ・一声運動はがき慰問
- ・ボランティア清掃
- ・減災マップシュミレーション
- ・福祉座談会
- ・認知症サポーター養成講座
- ・視察研修 等

---

□ 懇話会で出された意見の概要

---

① 地域人材の発掘・育成

○ 人材の発掘はできているという意見が出た一方、発掘・育成の成果は出たが、意識にムラがあるという意見もあり、地域福祉に関する参画意識の希薄化や高齢者の地域社会づくりが課題として挙げられました。これに対して。

○ きっかけ作りが必要だという意見が出されました。

- ・相互理解やきっかけ作り
- ・多くの方が参加できるイベントを企画
- ・地域でボランティア活動を行っていく

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

○ 世代間、地域間の交流が広く進んだや既存の組織・団体を地域福祉活動に組み込み、そ

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

こからリーダーを育てられたら良いとの意見があり、課題として高齢化等が挙げられました。

- 交流を進めていく方法として、長寿会と子ども会とで夏休みにラジオ体操や昔の遊び等を合同で楽しむという意見や、文化・スポーツクラブを中心とした長寿会活動を行うという意見が出され、相互理解やきっかけ作りが必要だという意見が出されました。

- ・長寿会と子ども会とで夏休みにラジオ体操や昔の遊び等を合同開催
- ・文化・スポーツクラブを中心とした長寿会活動
- ・運動会等の行事を継続、発展

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 58.3%、友人への相談が 29.2%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 64.6%、市社協広報紙は 37.5%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 地域福祉ネットワークの構築が長寿会中心に進んでいるという意見や子どもについて課題があるという意見があり、企画力を高めるやボランティア活動の限界が課題として挙げられました。
- 班長会議のネットワークを活用すること、友愛活動を地域の皆で行う等の意見が出され、東金市長寿会の会連合会を継続していくことや社協から援助を得ることが必要としました。

- ・防災会の立ち上げ
- ・区長を中心としたネットワークを構築
- ・高齢者世帯には近所から声掛け
- ・生きがいとなる場をつくっていく
- ・地域で見守れる組織をつくる

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

丘山地区

■ 地域特性

① 地区の状況

丘山地区の会員世帯数は661世帯で、67.4%加入率はとなっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・高齢者日帰りバスツアー交流会
- ・認知症サポーター養成講座
- ・敬老祝品の配布
- ・いきいきサロン 等

□ 懇話会で出された意見の概要

① 地域人材の発掘・育成

- 地域が広い、情報が得られない、交流が少ないことから人材発掘が難しいとする意見や、福祉活動のPRが不足している等の意見がありました。
- 皆が関心を持って協力するようにすることや、伝統的活動も時代に合わせて変えていく必要があるという課題が出されました。そのため、団体の活動に関心を持って参加する人を増やしていくとの意見が出されました。

- ・団体を越えた交流や運動
- ・役員以外でも参加できる区会の開催

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- 昔からの祭り等が減少し、交流やつながりがなくなったという意見や地域交流活動やサークル等のPRが不足している等の意見があり、新旧住民の関係がうまくいっていないところがあるので、改善していくや関心を高めていくとの意見が出されました。
- 交流の場を復活させていく、公民館等を通じてサロン活動を充実させる、子ども会や地区社協と協力して世代間交流の機会を企画していくとの意見が出されました。

- ・公民館等を通じてサロン活動を充実
- ・子ども会や地区社協と協力して世代間交流の機会を企画
- ・各地域のイベント等を支援し合う
- ・公民館を開放する

### ③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 55.0%、友人への相談が 17.5%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
  - 情報の入手先として、「広報とうがね」は 60.6%、市社協広報紙は 27.5%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
  - 福祉活動の情報が文書配布だけで、内容が分かりづらい、高齢者の見守りを定期的を実施している等の意見があり、買い物や通院に交通の便が悪いとの課題が出されました。
  - デマンドタクシーの利用方法の改善や巡回バスのルート見直しといった支援が必要となりました。
- ・他団体と積極的に意見交換を図る
  - ・地域ミーティングの開催
  - ・他地区の行事を知ることのできるネットワークをつくる

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

大和地区

■ 地域特性

① 地区の状況

大和地区の会員世帯数は934世帯で、加入率は78.6%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあいスポレク大和祭
- ・ふれあい広場大和地区文化展・芸能発表会
- ・ふれあい園児発表会
- ・ふれあいソフトボール交流
- ・高齢者支援・体験講座
- ・城西小学校学習支援
- ・ボランティア交流会
- ・福祉4団体交流会
- ・異文化交流会
- ・大和公民館美化活動
- ・地区慰霊祭支援活動
- ・地域福祉座談会
- ・広報紙発行 等

□ 懇話会で出された意見の概要

① 地域人材の発掘・育成

- 活動自体が知られていないと指摘する意見があり、また、役員が負担になっていることや後継者等の人材不足との意見が出されました。よって、人材不足を解消し行事・活動への参加者、認知を拡大していくことが課題となります。
- これらに対して、行事への参加を促進していくとの意見が出され、広報活動や声掛けを行い、研修会や講演会に参加してもらう必要があるとしました。

- ・会と会員の連絡を密にする
- ・コーディネーターの育成

- ・役員選考基準の緩和

## ② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- 活動や交流が広がったとの意見も出されましたが、世代間のイベントが少ないや新たな住民が地域活動になじめていないという意見も出されており、団体の活動をアピールし、世代間の交流の場を増やしていくことが課題となります。
- 踊り等の趣味を通して保健施設への訪問を行うことや大和祭等の祭りや運動会を開催して地域、世代間の交流の場を設けていくという意見が出され、各団体が1つの行事を計画し、訪問活動を活発にする必要があるとしました。

- ・福祉施設の訪問や家庭訪問で、積極的に交流を広げていく
- ・地域内の広報を強化する
- ・大和祭等の個人・団体が参加できる行事を拡充
- ・1回限りの参加しやすいボランティアの機会

## ③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手家族、親戚、きょうだいが45.3%、友人への相談が34.0%となっています。(市平均59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は58.5%、市社協広報紙は35.8%となっています。(市平均59.0%、39.1%)
- 大和各区と社協・他団体が密に連携しているとの意見もある一方、連携は限定的であるや民生委員との連携が少ないとの意見もありました。また、新旧の住民で地域交流に温度差があるとの意見も出されています。
- 団体間の連携を強化していくことや地域における交流の壁をなくしていくことが課題といえます。そのために、会と会員の連絡密にするとの意見が出され、声掛け運動や子どもたちへの見守り隊を充実させ、積極的に交流を図っていく必要があるとしました。

- ・年間を通して計画的に行事を行う
- ・個人情報の共有
- ・定期的な会合や懇話会等を実施
- ・城西国際大学の学生との交流

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

正気地区

---

■ 地域特性

---

① 地区の状況

正気地区の会員世帯数は1,430世帯で、加入率は61.7%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあい広場
- ・ひとり暮らし高齢者食事訪問
- ・ひとり暮らし高齢者歳末慰問
- ・ふれあい交流会
- ・親子料理教室
- ・男性料理教室
- ・役員研修会
- ・広報紙発行 等

□ 懇話会で出された意見の概要

---

① 地域人材の発掘・育成

- 公民館活動を推進して、地域にどんな人材がいるのかを確認し養成する、地区の各種団体の活動がよく分からないや住民同士の交流の機会がないといった意見が出され、課題として団体の交流を推進し、その中で人材を把握すること、地域・団体として問題解決に積極的に取り組むことが課題として挙げられました。
- 各団体が積極的な広報活動をしていくや団体に参加しやすいように工夫していくという意見が出されました。

- ・積極的な広報活動
- ・PTAと各種団体との交流の機会を増やす

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- 活動やサークルの目指す目的をはっきりさせ、共通する部分では連携するや老若男女が

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

集う場を増やしていくといった意見があり、参加できる地域団体を工夫する必要があるとの課題が挙げられました。

- 共通の目標を通して団体同士の交流を深めていくとの意見が出され、そのために公民館活動を活発化する支援が必要としました。

- ・ 共通の目標を通して団体同士の交流を深めていく
- ・ 公民館活動を活発化する
- ・ 学校との協力連携を拡大
- ・ 地元企業の見学会を実施
- ・ 地域の子どもたちに積極的なあいさつ
- ・ 声掛けを実施
- ・ SNSを活用して情報を周知していく

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 69.7%、友人への相談が 33.7%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 60.7%、市社協広報紙は 43.8%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 小中学校での職場体験に積極的に参加する、認知症カフェを実施していきたいとの意見が出され、課題としては職場がなく、首都圏へ移動していることが挙げられました。
- 安全な作業で多くの住民が参加できるような集いを実施していくとの意見が出され、足がなく、自分でその場に行けないため、その足を確保する支援が必要との意見が出されました。

- ・ 長寿会を活発化させる
- ・ 「子ども110番の家」のような活動を続けていく

## 第5章 地区別地域福祉の推進

### 第2節 地区別の福祉の状況

#### 豊成地区

---

##### ■ 地域特性

---

###### ① 地区の状況

豊成地区の会員世帯数は1,233世帯で、加入率は89.3%となっています。

###### ② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあい広場
- ・すこやか親睦会
- ・年度始め友愛訪問、年始友愛訪問
- ・戦没者追悼式
- ・福祉委員研修会、福祉委員視察研修会
- ・広報紙発行 等

---

##### □ 懇話会で出された意見の概要

---

###### ① 地域人材の発掘・育成

- 人材育成は良好であるとの意見があり、課題として年齢差の問題や話し合いの場が必要、新旧住民、世代間の交流が少ない等が出されました。
- 地域や各種団体での研修を行うとの意見が出され、行政の指導により学校や職場等でも地域貢献活動の研修を行うことが必要な支援として挙げられました。

- ・地域や各種団体での研修
- ・人材マップを作成
- ・福祉委員と民生委員の間で意見交換をして共同の活動内容

###### ② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- みんなが参加できるイベントや伝統行事がなくなってきているとの意見があり、ここから、予算がないや世話人がいない、多忙である等の課題が出されました。
- すこやか親睦会を拡大すること、地域での見守りをする事、犬の散歩をすることといった意見があり、声掛けや、回覧板等の支援が必要とされました。

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

- ・すこやか親睦会を拡大
- ・公民館活動の活用、区内で懇話会
- ・餅つき大会への協力
- ・福祉教育現場への参加
- ・地区民へのアンケートを行う

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 57.7%、友人への相談が 32.1%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 67.9%、市社協広報紙は 52.6%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 区長会や社協、民生委員等のつながりが無い、新旧住民の係わりが無いという意見があり、それぞれの組織がばらばらであるとの課題が出されました。
- 福祉タクシーの利用グループをつくるとの意見が出されました。

- ・組織間のつながりを持つようにする
- ・福祉委員・民生委員の活動内容を浸透
- ・コーディネーターを育成し任命する

福岡地区

---

■ 地域特性

---

① 地区の状況

福岡地区の会員世帯数は937世帯で、加入率は91.9%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・福祉いきいきサロンふれあいお楽しみ会
- ・保育所園児と世代間交流行事
- ・福祉ふれあいグランドゴルフ交流会
- ・旧福岡地区戦没者慰霊祭
- ・合同七五三祝い
- ・広報紙発行 等

---

□ 懇話会で出された意見の概要

---

① 地域人材の発掘・育成

- 特定の人が多くの役職を引き受けているや地域活動に若い人材がいないといった意見があり、仕事とボランティア活動等の両立が難しい、人口減、高齢化、生活水準の低下等で人材発掘が難しい等の課題が出されました。
- 休みの日に活動するようにする、広報紙を発行する等の意見が出され、懇親会を充実させる等の支援が必要としました。

- ・休みの日に活動する
- ・広報誌・機関紙を作成・配布
- ・小学校の運動会に参加して交流を深める
- ・各団体間の交流と意見交換

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- お祭りを行うことで世代間交流が図れたという意見があった一方、交流の機会、イベント等がないという意見もありました。また、世代間交流のできるイベントの開催を福岡公民館を中心に企画してはどうかという意見も出されました。

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

- 課題としては、福岡地区は交通の便が不便であるや若者が住みやすい地域にするといったものが挙げられ、福祉ネットに多くの会員が参加できるようにするといった意見が出されました。また、若者から高齢者が集まり意見交換する場が必要で、そのような経費を得られればありがたいとしました。

- ・交流の機会づくり
- ・福祉ネットに多くの会員が参加できるようにする

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 55.3%、友人への相談が 39.5%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 65.8%、市社協広報紙は 31.6%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 近所とのつながりが福祉ネットワークの基礎であるとの意見や防災を進めるには共助なしでは実現しない等の意見があり、役員会員の若返りや市の行事への参加者が少なく市側の情報発信が必要との課題が出されました。
- 福祉ネットでは年2回広報紙を発行している等の意見があり、補助金の支援や高齢者の活用が必要であるとしました。

- ・定期的な福祉活動や各種行事

源地区

---

■ 地域特性

---

① 地区の状況

源地区の会員世帯数は400世帯で、加入率は86.0%となっています。

② 地区社会福祉協議会の状況

本地区では、次のような活動をしています。

- ・ふれあい広場
- ・新旧ボランティア交流会
- ・公民館環境美化事業
- ・思いやりの会
- ・研修旅行
- ・福祉だより発行 等

□ 懇話会で出された意見の概要

---

① 地域人材の発掘・育成

- 若者が少ないやつながりが少なくなっているとの意見が出され、若者を地域内にとどめることや各家庭の状況を把握できるようにすることが課題となります。
- 公民館でのサークル活動や幼稚園・小学校との地域ぐるみの交流を行うとの意見が出されました。また、必要な支援として、行政バス・源バス・デマンドタクシーの活用・利用が挙げられました。

- ・幼稚園・小学校との地域ぐるみの交流
- ・公民館でのサークル活動
- ・年に4回ほどの交流の機会を計画・実行していく

② 世代・地域を越えた交流機会の拡充

- 他地区との交流ができていない、交流の場所への足が確保できないとの意見や、東金市全体で文化祭を開催すべき等の意見が出され、課題として、交通手段の少なさや源公民館で飲食できなくなったことが挙げられました。

第5章 地区別地域福祉の推進  
第2節 地区別の福祉の状況

- 年に4回ほどの交流の機会を計画・実行していくとの意見があり、コミュニティーセンターを利用して各団体間の交流会を実施することが必要な支援とされました。

- ・公民館を利用した活動
- ・夏祭りへ地区外の子どもも参加できるようにする
- ・各団体間の交流会

③ 地域福祉ネットワークの構築

- 不安の相談相手は、家族、親戚、きょうだいが 38.5%、友人への相談が 23.1%となっています。(市平均 59.4%、30.3%)
- 情報の入手先として、「広報とうがね」は 57.7%、市社協広報紙は 46.2%となっています。(市平均 59.0%、39.1%)
- 各団体で交流ができていないや地域内にどのような団体があるのか知られていない等の意見があり、区長会で定期的に各団体長との合同連絡会を実施し、現状確認を行うとの課題が出されました。
- 今後の活動として地域の団体を知らせる資料を作り広報活動するという意見があり、地区の広報誌を作ることが必要としました。

- ・新聞・郵便の業者が異常を感じた時に連絡できるようにする
- ・全年齢層の参画
- ・地区の広報誌を作る



# 資料

---

## 第6章 策定に係る資料

### 第1節 策定協議・検討に係る資料

---

#### (1) 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

---

##### ① 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により、東金市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「福祉計画及び福祉活動計画」という。）を策定することを目的として、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画及び福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他福祉計画及び福祉活動計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉及び保健団体関係者
- (4) 福祉関係事業者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 公募による市民
- (7) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6章 策定に係る資料  
第1節 策定協議・検討に係る資料

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

② 委員名簿

選出区分	役職等	氏名
学識経験のある者	①東金市議会文教厚生常任委員会委員長	前 嶋 里 奈
	②城西国際大学教授	石 田 路 子
	③東金市区長会連合会会長	三 須 芳 雄
医療関係者	①山武郡市医師会理事	岡 崎 信 彦
福祉及び保健団体関係者	①東金市障害者福祉団体連絡協議会会長	鎗 田 敏 光
	②東金市民生児童委員協議会会長	佐 久 間 一 夫
	③東金市母子保健推進協議会会長	上 木 名 慧 子
	④東金市家庭相談員	鈴 木 小 知 子
福祉関係事業者	①居宅介護支援事業所関係者 (居宅介護支援センターゆりの木苑 主任介護支援専門員)	山 下 恵 子
	②東金市社会福祉協議会会長	川 嶋 正 明
地域団体関係者	①東金市長寿の会連合会会長	永 田 乙 彦
	②東金市ボランティア連絡協議会会長	遠 山 み つ 子
	③福岡地区福祉ネット代表	片 桐 昭 泰
公募による市民	①公募市民	植 松 孝 子
		今 井 宏 美

第6章 策定に係る資料  
第1節 策定協議・検討に係る資料

③ 議事経過

日程	議事内容
第1回策定委員会 平成28年10月25日(火)午前9時30分～ 東金市役所第1委員会室	(1)報告事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の方針について ② 現行計画における事業実施の評価について ③ 市民アンケートの調査結果について ④ 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会の実施結果について ⑤ 地区別の状況について (2)協議事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念及び基本方針について

第6章 策定に係る資料  
第1節 策定協議・検討に係る資料

東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画

発行年月:平成29年3月

書式変更:文字の均等割り付け:4.52字

発行・編集:東金市社会福祉課 / 社会福祉法人東金市社会福祉協議会

書式変更:文字の均等割り付け:4.52字

【東金市社会福祉課】

所在地:〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

書式変更:文字の均等割り付け:4.71字

電話:0475-50-1233(直通)

【社会福祉法人東金市社会福祉協議会】

所在地:〒283-0005 千葉県東金市田間三丁目9番地1

書式変更:文字の均等割り付け:4.71字

電話:0475(52)5198(直通)